平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　　会　　議</th><th>委 員 会</th></tr>
<tr><td>１</td><td>５月26日</td><td>金</td><td>開　会　・　提　案　理　由　説　明</td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td>２</td><td>５月27日</td><td>（土）</td><td rowspan="2">休　　会</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５月28日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５月29日</td><td>月</td><td>休会（発言通告締切午後５時まで）</td></tr>
<tr><td>５</td><td>５月30日</td><td>火</td><td rowspan="2">休　　会</td></tr>
<tr><td>６</td><td>５月31日</td><td>水</td></tr>
<tr><td>７</td><td>６月１日</td><td>木</td><td>質疑・一般質問</td></tr>
<tr><td>８</td><td>６月２日</td><td>金</td><td>質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>９</td><td>６月３日</td><td>（土）</td><td rowspan="9">休　　会</td><td></td></tr>
<tr><td>１０</td><td>６月４日</td><td>（日）</td><td></td></tr>
<tr><td>１１</td><td>６月５日</td><td>月</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>６月６日</td><td>火</td><td>市民福祉</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>６月７日</td><td>水</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>６月８日</td><td>木</td><td>議会運営</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>６月９日</td><td>金</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>１６</td><td>６月10日</td><td>（土）</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>６月11日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１８</td><td>６月12日</td><td>月</td><td>委員長報告･討論･採決･閉会</td><td></td></tr>
</table>

平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会

目　　次

第１号（５月26日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 3

４．欠席議員 …… 4

５．説明のため出席した者 …… 4

６．事務局職員出席者 …… 5

７．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

８．日程第２　会期の決定 …… 6

９．日程第３　表彰状の伝達 …… 6

10．日程第４　市長の説明 …… 9

11．日程第５　議案第35号～議案第45号
報告第４号～報告第８号 …… 12

12．提案理由の説明 …… 13

（１）議案第35号（阿蘇品市民部長） …… 13

（２）議案第36号（阿蘇品市民部長） …… 13

（３）議案第37号（阿蘇品市民部長） …… 14

（４）議案第38号（幸村総務部長） …… 14

（５）議案第39号（阿蘇品市民部長） …… 14

（６）議案第40号（幸村総務部長） …… 15

（７）議案第41号（野田福祉部次長） …… 18

（８）議案第42号（飯田市民医療センター事務部長） …… 19

（９）議案第43号（池田副市長） …… 20

（10）議案第44号（池田副市長） …… 20

（11）議案第45号（池田副市長） …… 20

（12）報告第４号（中原建設部長） …… 20

（13）報告第５号（中原建設部長） …… 20

（14）報告第６号（中原建設部長） …… 21

（15）報告第７号（幸村総務部長） …… 21

（16）報告第８号（中原建設部長） …… 22

13．散　会 …… 22

第２号（６月１日）

１．議事日程 …… 25
２．本日の会議に付した事件 …… 25
３．出席議員 …… 26
４．説明のため出席した者 …… 26
５．事務局職員出席者 …… 27
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 28
（１）服部　香代君一般質問 …… 28
○大森教育部長答弁 …… 29
（２）服部　香代君一般質問 …… 30
○大森教育部長答弁 …… 32
（３）服部　香代君一般質問 …… 32
○幸村総務部長答弁 …… 34
（４）服部　香代君一般質問 …… 35
○幸村総務部長答弁 …… 37
（５）服部　香代君一般質問 …… 38
○幸村総務部長答弁 …… 39
（６）服部　香代君一般質問 …… 39
（７）冨田　弘海君一般質問 …… 40
○中嶋市長答弁 …… 42
（８）冨田　弘海君一般質問 …… 43
（９）永田　紘二君一般質問 …… 44
○幸村総務部長答弁 …… 45
（10）永田　紘二君一般質問 …… 45
○幸村総務部長答弁 …… 45
（11）永田　紘二君一般質問 …… 46
○幸村総務部長答弁 …… 46
（12）永田　紘二君一般質問 …… 47
○中嶋市長答弁 …… 47
（13）永田　紘二君一般質問 …… 48
○大森教育部長答弁 …… 48
（14）永田　紘二君一般質問 …… 49

○大森教育部長答弁 …… 49
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 50
○大森教育部長答弁 …… 51
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 51
○中嶋市長答弁 …… 52
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 52
○早田経済部長答弁 …… 53
(18) 永田　紘二君一般質問 …… 54
○早田経済部長答弁 …… 54
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 55
○中嶋市長答弁 …… 55
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 56
(21) 芋生　よしや君一般質問 …… 56
○幸村総務部長答弁 …… 57
(22) 芋生　よしや君一般質問 …… 58
○幸村総務部長答弁 …… 58
(23) 芋生　よしや君一般質問 …… 59
○幸村総務部長答弁 …… 60
(24) 芋生　よしや君一般質問 …… 60
○中嶋市長答弁 …… 61
(25) 芋生　よしや君一般質問 …… 61
○戸次福祉部長答弁 …… 62
(26) 芋生　よしや君一般質問 …… 62
○戸次福祉部長答弁 …… 63
(27) 芋生　よしや君一般質問 …… 63
○中嶋市長答弁 …… 63
(28) 芋生　よしや君一般質問 …… 64
○中原建設部長答弁 …… 65
(29) 芋生　よしや君一般質問 …… 65
○中原建設部長答弁 …… 65
(30) 芋生　よしや君一般質問 …… 66
○中原建設部長答弁 …… 66
(31) 芋生　よしや君一般質問 …… 66
○中嶋市長答弁 …… 67

（32）芋生　よしや君一般質問 …… 67
７．散　会 …… 67

第３号（６月２日）

１．議事日程 …… 71
２．本日の会議に付した事件 …… 72
３．出席議員 …… 72
４．説明のため出席した者 …… 72
５．事務局職員出席者 …… 73
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 74
（１）北原　昭三君一般質問 …… 74
○幸村総務部長答弁 …… 75
（２）北原　昭三君一般質問 …… 75
○幸村総務部長答弁 …… 76
（３）北原　昭三君一般質問 …… 77
○幸村総務部長答弁 …… 78
（４）北原　昭三君一般質問 …… 78
○大森教育部長答弁 …… 79
（５）北原　昭三君一般質問 …… 79
○大森教育部長答弁 …… 80
（６）北原　昭三君一般質問 …… 81
○幸村総務部長答弁 …… 81
（７）北原　昭三君一般質問 …… 81
○幸村総務部長答弁 …… 82
（８）北原　昭三君一般質問 …… 82
○幸村総務部長答弁 …… 84
（９）勢田　昭一君一般質問 …… 84
○早田経済部長答弁 …… 86
（10）勢田　昭一君一般質問 …… 87
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 89
（11）勢田　昭一君一般質問 …… 89
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 90
（12）勢田　昭一君一般質問 …… 90
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 91

（13）勢田　昭一君一般質問 …… 91
（14）有働　辰喜君一般質問 …… 92
○大森教育部長答弁 …… 94
（15）有働　辰喜君一般質問 …… 96
○大森教育部長答弁 …… 97
（16）有働　辰喜君一般質問 …… 97
○大森教育部長答弁 …… 98
（17）有働　辰喜君一般質問 …… 99
○大森教育部長答弁 …… 100
（18）有働　辰喜君一般質問 …… 100
○大森教育部長答弁 …… 101
（19）有働　辰喜君一般質問 …… 102
（20）立山　大二朗君一般質問 …… 103
○大森教育部長答弁 …… 105
（21）立山　大二朗君一般質問 …… 106
○阿蘇品市民部長答弁 …… 107
（22）立山　大二朗君一般質問 …… 108
○早田経済部長答弁 …… 108
（23）立山　大二朗君一般質問 …… 109
○早田経済部長答弁 …… 110
（24）立山　大二朗君一般質問 …… 112
○中原建設部長答弁 …… 113
（25）立山　大二朗君一般質問 …… 113
○中嶋市長答弁 …… 115
（26）立山　大二朗君一般質問 …… 116
７．日程第２　委員会付託 …… 117
８．散　会 …… 117

第４号（６月12日）

１．議事日程 …… 121
２．本日の会議に付した事件 …… 121
３．出席議員 …… 121
４．説明のため出席した者 …… 122
５．事務局職員出席者 …… 123

６．日程第１　議案第35号～議案第45号
請願第１号、陳情第２号 …… 124
７．各常任委員長の報告 …… 124
（１）建設経済常任委員長報告 …… 124
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 124
（３）総務文教常任委員長報告 …… 125
８．質　疑 …… 126
９．討　論 …… 126
（１）芋生　よしや君討論 …… 126
10．採　決 …… 128
11．閉　会 …… 129

５月２６日(金曜日)

平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成29年５月26日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　表彰状の伝達
第４　市長の説明
第５　議案第35号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第36号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第37号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第38号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第41号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第42号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第43号　人権擁護委員の推薦について
議案第44号　人権擁護委員の推薦について
議案第45号　人権擁護委員の推薦について
報告第４号　専決処分の報告について
報告第５号　専決処分の報告について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　平成28年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第８号　平成28年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

出席議員（18名）

１番　　立　山　大二朗　君
２番　　小　川　榮　二　君

3番	芋生　よしや　君
4番	勢田　昭一　君
5番	有働　辰喜　君
6番	服部　香代　君
7番	冨田　弘海　君
8番	永田　　健　君
9番	冨丸　洋一郎　君
10番	藤本　峰秀　君
12番	芹川　正美　君
13番	藤原　　豊　君
14番	平井　邦廣　君
15番	吉本　政幸　君
16番	池田　誠一　君
17番	堀　　茂幸　君
18番	永田　紘二　君
19番	横手　啓介　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

欠席議員（２名）

11番	北原　昭三　君
20番	寺崎　勇児　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋　憲正　君
副市長	池田　永実　君
教育長	堀田　浩一郎　君
総務部長	幸村　英星　君
消防本部消防長	徳永　治彦　君
市民部長	阿蘇品　貴司　君
福祉部長	戸次　由夫　君
経済部長	早田　順二　君
建設部長	中原　　忍　君
教育部長	大森　健司　君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田　啓詩　君

市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
教育部首席教育審議員	田上明利君
総務課長	池田淳志君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
税務課長	梅崎康二君
長寿支援課長	徳永謙吾君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、服部　香代君、有働　辰喜君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月12日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　表彰状の伝達

○議長（永田　健君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月24日、東京国際フォーラムにおきまして、第93回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、正副議長在職４年以上の表彰を、前議長　藤原弘君、前副議長　吉本　政幸君が、議員在職15年以上の表彰を吉本　政幸君が、議員在職10年以上の表彰を冨丸　洋一郎君が受賞されました。よって、本日はその表彰状の伝達を行います。

受賞者の方々は、演壇のほうにお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
藤原　弘　殿

あなたは市議会議長として四年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十三回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十九年五月二十四日

全国市議会議長会
会長　山田一仁

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
吉本政幸　殿

あなたは市議会副議長として四年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十三回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十九年五月二十四日

全国市議会議長会
会長　山田一仁

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
吉本政幸殿

あなたは市議会議員として十五年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十三回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十九年五月二十四日

全国市議会議長会
会長　山田一仁

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市
冨丸洋一郎殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十三回
定期総会にあたり本会表彰規程に
より表彰いたします

平成二十九年五月二十四日

全国市議会議長会
会長　山田一仁

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

受賞者の方々におかれましては、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程第４　市長の説明

○議長（永田　健君）

日程第４、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年６月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成29年度の市政運営に関する私の所信を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本経済は、政府が４月に発表した月例経済報告において、「景気は一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」との見方が示されております。また、地域経済に目を向けますと、３月の有効求人倍率が全国平均を上回る1.54倍となるなど、県内の雇用環境も確実に改善してきているところであります。

こうした中、国においてはデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016及びニッポン一億総活躍プラン等を着実に実行するとしております。

それでは、平成29年度における市政運営の基本的な方針についてご説明いたします。

昨年度は、第２次山鹿市総合計画前期基本計画及び山鹿市総合戦略の実働元年と位置づけ、それぞれに掲げる施策を着実に推進いたしました。中でも地方創生の取り組みは、仕事をつくり、経済を活性化させるとともに、人を呼び込み、子育て支援を充実させることで、住みやすい環境をつくり、地域活性化につなげるというものであります。

そのため、平成29年度も引き続き、第２次山鹿市総合計画に掲げたまちづくりの基本姿勢である人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくるの３本の柱を重点施策といたします。

また、市民一人一人が健康であること、市民の誰もが明るく、親切であること、まちや地域が整然として美しいことの３つのキーワードをもとに、人が輝き、地域が輝くことで、幸せあふれる山鹿、すなわち「きれいな都市やまが」の実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、平成29年度の予算編成方針について申し上げます。

国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあっても、行政には地域に活力を与え、住民の生活の豊かさや満足度を最大化する責務があります。人口減少や過疎化といった本市が抱える構造的な課題に対しても真正面から向き合い、限られた経営資源を最大限に生かし、その克服を目指してまいります。

このことを念頭に、平成29年度は第２次山鹿市総合計画の３本の柱の深化と、山鹿市総合戦略に掲げる地方創生に向けた施策に重点的に取り組むことといたしております。

当初予算を骨格予算で編成したため、政策的な経費を含めた肉づけ後の予算総額は274億5667万6000円であります。これに８特別会計と３企業会計を合わせますと、純計では476億2382万2000円となります。

それでは、ただいま申し上げました予算編成方針に基づき、３本の柱ごとに重点的に取り組む施策の概要についてご説明いたします。

まずは、第１の柱、人をつくるについてであります。

市民が将来の希望を持ち、生き生きと暮らしていくために、ふるさとのよさを理解し、ふるさとに誇りを持ち、地域を支えていく人材を育成してまいります。

近年、大きな災害が頻発する中で、今後の学校施設においては、施設の快適性やバリアフリー化はもとより、安全面や防災機能面の整備・充実も求められております。学校は、児童生徒の学習の場、一日の大半を過ごす生活の場でもあることから、学校教育環境の改善と施設の整備・充実を図ってまいります。

要介護者などの増加に対し、介護を担う人材が不足しており、大きな課題となっております。そのため、新たに介護職員の研修受講費や資格取得費用の一部を助成することで、技術や能力を向上させ、介護職員の確保、定着化並びに利用者への質の高い介護サービスの継続的な提供につなげてまいります。

次に、第２の柱、経済をつくるについてであります。

菊鹿ワイナリーや新シルク蚕業、山鹿灯籠など地域資源を生かした３つの構想を戦略創造プロジェクトとして引き続き推進するとともに、日本遺産登録を契機とし農林業及び商工・観光業の連携強化を図り、本市の知名度アップ、交流人口の拡大、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

基幹産業である農林業の活性化のため、収益性の高い農林業の実現を目指し、将来にわたり地域農業を支える担い手の育成、農地中間管理機構の活用による農地集積・集約化の推進、基盤整備の推進などの施策を積極的に進めます。また、日本型直接支払制度等を有効に活用し、農林業の活性化と農業・農村の多面的機能の維持・強化につなげてまいります。

商工・観光振興面では、市外から、ヒト・カネ・モノ・情報を呼び込み好循環させることで、起業や雇用の創出につなげるとともに、観光客の交流人口の拡大と宿泊者の増加により、本市の地域経済の活性化を図ってまいります。

ワイナリー構想を実現するため、今年度は、６次産業化連携推進施設の整備とともに、そこで販売する商品として、市の特産物であるクリを素材とする上質で洗練されたスイーツ等の土産品の開発を行います。

本年４月に完成した大規模周年無菌養蚕工場を核として、シルク産業の復活・集積による地域産業の活性化と雇用創出と定住促進を図るとともに、世界市場の開拓によるジャパン・ブランド・シルクを確立し、山鹿発の新たなシルク産業創生へ向けた事業を展開してまいります。

本年度は、昨年度に続き、アクセス道の整備、ブランディング戦略による情報発信、高機能・高付加価値シルクの研究開発と新市場開拓に係る支援、さらに国内外のシルク産業関係者が一堂に会する2017やまが・シルクサミットを開催します。

日本一の紙とのりの工芸品・山鹿灯籠、日本一優雅な踊り・千人灯籠踊りを唯一無二の山鹿ブランドとしてさらに磨き上げ、国内外にその魅力を発信することで、観光地山鹿の知名度の浸透を図ってまいります。

本年４月に文化庁より認定された日本遺産を大きなチャンスと捉え、菊池川流域４市町の連携事業を着実に実施してまいります。また、方保田東原遺跡出土品を初め、市内に点在する多くの文化財を活用して、観光・農業事業者とも連携しながら広く国内外に地域の文化資源情報を積極的に発信し、交流人口の増加を図ってまいります。

最後に、第３の柱、住み続けたいまちをつくるについてであります。

市外からの移住・定住を進め、新しい人の流れや地域住民との交流を促すことで、若い世代の定着を目指します。また、子供を安心して産み育てることができる環境の整備と、健康で安心して暮らし続けることのできるまちづくりに取り組んでまいります。

移住・定住を希望される市外の方に対し、有益な情報発信を続けてまいります。また、移住相談窓口の支援体制の充実を図るとともに、新たな支援制度を設け、移住・定住に向けたさらなる環境整備を行います。加えて、移住体験ツアーや移住希望者と移住者・地域住民との交流促進等により、市民の受入意識の醸成や移住・定住の効果拡大を図ります。

老朽化した私立保育園の園舎改修事業に要する経費の一部を補助することにより、子供を安心して産み育てることができる保育環境の整備を進めてまいります。

健康づくりでは、市民歩こう運動を加速させ、主に健康や運動に関心が薄い方々

を対象に、生活習慣の動機づけや定着化に向けた取り組みを新たに実施いたします。これにより、市民一人一人が自分の健康は自分で守る、つくるという意識の高揚を促してまいります。

本年度は、カルチャースポーツセンター第２次整備計画に基づき、テニスコート及び多目的グラウンド等の整備に着手いたします。これらの施設整備により、充実したスポーツ環境が提供でき、スポーツ人口の拡大や健康増進につながるとともに、県大会以上の規模の各種大会が開催可能となり、観光や文化施設と連携したスポーツ拠点施設としての魅力が高まると考えております。

以上、３つの重点施策のほかに、以下の重要事業にも取り組んでまいります。

最近、特に豊前街道沿いの空き家、空き店舗がふえ、歴史的町並みが失われつつあることから、古民家を利用したにぎわい創出を目指し、熊本県や市民とともに、歴史的町並みの再生に取り組みます。

観光地経営の視点に立ったかじ取り役として山鹿版ＤＭＯの設立を目指し、セミナー等を開催するとともに、民間企業が持つ専門知識を活用した市場調査と分析に基づいた観光戦略の推進、地域資源を生かした着地型観光商品の開発・販売を中心とした事業展開を図ってまいります。

インバウンド観光の推進として、世界女子ハンドボール、東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に、東アジアを中心としたプロモーションを実施するとともに、訪日外国人を含めた観光客の受け入れ態勢の整備を行い、地域経済の活性化を図ってまいります。

以上、平成29年度の市政運営や予算編成に当たっての私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。今後、地方創生の取り組みによる成果をさらに確実なものにするためには、スピード感をもって着実に事業を実施しなければなりませんし、議員各位、市民の皆様を初め、企業、各種団体を含む「オール山鹿」で厳しい現実に対処していかねばなりません。

私は、５万3000人の市民を真正面に据え、これから生まれてくる子供たちの幸せのためにも、必ず地方創生を実現するという強い思いをもって挑み続ける決意でございます。

本日から18日間にわたりご審議いただきます議案は、条例５件、予算３件、人事案件３件の計11件と報告５件でございます。これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、ご審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第５　議案第35号～議案第45号

報告第４号～報告第８号

○議長（永田　健君）

日程第５、議案第35号から報告第８号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

議案第35号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年３月31日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定並びに文言の整備を含め、多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点についてご説明いたします。

まず１点目は、個人市民税において、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を３年間延長するものです。

２点目は、保育の受け皿整備の促進のため、保育事業を行う施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を２分の１とするものです。

３点目は、軽自動車税について、新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を２年延長するものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、平成29年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第36号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も、議案第35号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則としまして、この条例は平成29年４月１日から施行することとし、必要な経

過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第37号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

国民健康保険税の課税額の減額を規定しております地方税法施行令が改められましたことに伴い、国民健康保険税の減額の基準に関し、５割減額の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行の26万5000円から27万円に、２割減額の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げるものです。

附則としまして、この条例は平成29年４月１日から施行することとし、必要な経過措置を定めることといたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第38号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正等に伴い、職員の育児休業に関する特例等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

議案第39号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、過疎地域及び集積区域における固定資産税の課税免除に係る地方交付税

の特別措置の適用期限が延長されたこと等に伴い、条例を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容は、過疎地域における適用事業について、対象業種を農林水産物等販売業に改めるとともに、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得期限を平成31年３月31日まで、集積区域における施設に係る計画の同意期限を平成30年３月31日まで延長するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成29年４月１日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算において骨格予算として編成しておりましたことから、政策的経費の肉づけ及びその他の補正を追加するものであります。肉づけ予算の編成に当たりましては、第２次山鹿市総合計画の中でまちづくりの基本姿勢として掲げる人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくるの３本の柱の深化と、山鹿市総合戦略に掲げるやまがの経済の飛躍、人がつくる地域と未来を基本とした地方創生に向けた施策に重点的に取り組むことといたしております。

それでは、１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に19億4667万6000円を追加し、総額を274億5667万6000円とするものであります。

５ページをお願いいたします。

第２表は、債務負担行為補正であります。地方道路整備事業ほか３件につきまして追加するものです。

６ページをお願いいたします。

第３表は、地方債補正であります。地方債の変更につきましては、農商工連携・６次産業化推進事業ほか３件について、限度額の変更を行うものです。

また、７ページの地方債の追加につきましては、保育環境充実支援事業ほか５件について追加するものです。

続きまして、補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）基金費の減額補正額9988万8000円は、山鹿市病院事業会計の経営の健全化及び経営基盤の強化を図る観点から、平成23年度に一般会計から貸し付けた経営健全化資金の元金償還を５年間猶予し、返済に係る財政調整基金への積み立てを減額するものであります。

次の（目）企画費の補正額600万円は、地方創生推進交付金を活用し、豊前街道を中心とした歴史的な町並みの再生に係る基本構想の策定等に取り組むものであります。

次の（目）地域振興費の中の移住定住促進事業684万1000円は、人口減少に歯どめをかけるため、新たに本市への移住を考えられる方を対象とした受入環境の充実を図るものであります。

22ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の中の介護人材育成支援事業366万4000円は、介護人材が不足している現状に鑑み、介護従事者の育成及び定着化、介護サービスの質の確保を図るため、各種研修、資格の取得等に係る助成制度を設けるものであります。

23ページをお願いいたします。

（目）児童福祉総務費の中の保育環境充実支援事業１億2104万4000円は、国の保育所等緊急整備事業を活用し、私立保育所の施設整備を支援するものであります。

24ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の補正額820万円は、地域医療の充実を図るため、山鹿市民医療センターにおいて、将来勤務することを希望する医学生の修学資金貸与のための基金の拡充を図るものであります。

次の（目）健康づくり推進費の補正額246万円は、健康づくり習慣の定着や市民歩こう運動の推進を図るため、健康づくりフォーラムの開催等に取り組むものであります。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業1338万6000円は、新規就農者、認定農業者、各種担い手団体、集落営農組織、地域営農組織法人等の各種取り組みに対して支援を行うものであります。

25ページをお願いいたします。

ページ中ほどのワイナリー構想推進事業9183万5000円は、地方創生推進交付金を活用し、菊鹿ワイナリー内で販売する商品の開発に取り組むほか、熊本県の参入企業定着支援事業を活用し、熊本ワインファーム株式会社が建設するワイン醸造施設の整備に対し支援を行うものであります。

ページ下段の菊鹿ワイナリー６次産業化連携推進施設整備事業１億円は、平成28

年度３月補正予算において、債務負担行為を設定しております外構整備費であります。

26ページをお願いいたします。

農産物販売促進・６次産業化支援事業800万7000円は、都市圏を中心とした農産物のＰＲ活動、物産展の開催に対して支援するほか、熊本県の地域産食材活用推進モデル事業を活用し、学校給食における地産地消の促進に取り組むものであります。

次の新シルク蚕業構想推進事業5746万7000円は、地方創生推進交付金を活用し、2017やまが・シルクサミットの開催を初めとしたブランディング戦略を展開するほか、天空桑園ルートの環境整備を行うものであります。

30ページをお願いいたします。

（款）商工費の上段の山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業2025万4000円は、地方創生推進交付金を活用し、山鹿灯籠祭りの魅力をさらに磨き上げ、ブランド力の強化を図るものであります。

次の（目）観光費の中のにぎわい創出推進事業3942万9000円は、地方創生推進交付金を活用し、観光地としての知名度向上、訪日観光客の増加を図る施策に取り組むものであります。

31ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）道路橋梁新設改良費の補正額３億8365万円は、市民生活の基礎的社会基盤の最適整備を図り、安全性と利便性を兼ね備えた市道・橋梁の改良等を計画的に進めるものであります。

次の（目）都市計画総務費の中のサイン整備事業2966万8000円は、景観に配慮した車両向け誘導サインを整備し、観光客の円滑な移動を支援するものであります。

32ページをお願いいたします。

下段の（目）住宅管理費の補正額１億256万円は、安全で快適な住まいを提供するため、公営住宅の水洗化等に取り組むものであります。

33ページをお願いいたします。

（款）消防費、（目）消防施設費の補正額4444万2000円は、救命処置の高度化等を図るため、高規格救急自動車等を整備するものであります。

次の（款）教育費、（目）教育委員会費の中の、奨学資金事業300万円は、寄附行為に基づき奨学基金の拡充を図るものであります。

次の新入学児童支援事業1251万6000円は、保護者の経済的負担間軽減を図り、健やかな子供の育成に寄与するため、新入学児童に対する支援を行うものであります。

34ページをお願いいたします。

（目）小学校管理費の補正額2860万円は、児童の学習環境の改善を図るため、小

学校に空調設備を整備するものであります。

次の（目）小学校建設費の補正額396万4000円は、安全・安心な学校づくりのため、危険箇所の調査及びその対策に係る設計を行うものであります。

35ページをお願いいたします。

（目）社会教育施設費の中の地域活動拠点施設管理費3502万3000円、次の川辺地域活動拠点整備事業１億931万2000円は、一般廃棄物処理施設の建設に伴う地域振興策として、地域づくり拠点の整備を行うものであります。

36ページをお願いいたします。

（目）文化財保護費の補正額544万1000円は、本年４月に文化庁から認定されました菊池川流域の日本遺産に係るＰＲ、各種取り組みに要する経費のほか、寄附行為に基づき文化財関連の整備を行うものであります。

37ページをお願いいたします。

（目）体育施設費の中のカルチャースポーツセンター管理費5804万6000円は、国の公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、山鹿市総合体育館の空調設備の改修を行うものであります。

次のカルチャースポーツセンター整備事業２億1008万円は、債務負担行為を設定し、本年度から来年度にかけまして、テニスコート、多目的グラウンド及び関連施設の整備を進めるものであります。

以上、歳出予算につきまして、概略ご説明申し上げましたが、事業ごとの内容等につきましては、別冊で作成いたしております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、予算のあらましを作成いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

議案第41号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4290万円を追加し、63億2357万1000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の補正額4290万円は、第６期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設１カ所と介護予防拠点１カ所の整備について補正するものであります。

なお、財源につきましては、県補助金です。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第42号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、病院の施設整備に係る起債償還金の増加に伴う、今後の資金強化を図るため、本年３月に策定いたしました新たな病院改革プランに基づき、一般会計からの借入金につきまして、一定期間返済を猶予する補正をお願いするものでございます。

なお、その期間は、平成29年度から５年間を計画しております。

１ページをお願いいたします。

第２条、収益的収入及び支出でございます。支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に11万2000円を追加し、総額を36億5628万4000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条、資本的収入及び支出でございます。支出の（第１款）資本的支出の既決予定額から１億円を減額し、総額を５億6357万2000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出の（款）病院事業費用、（項）医業外費用、（目）支払利息の補正予定額11万2000円は、一般会計からの長期借入金利息でございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の（款）資本的支出、（項）一般会計長期借入金償還金、（目）一般会計長期借入金償還金の補正予定額、マイナス１億円は、一般会計からの長期借入金償還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第43号から議案第45号までの、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

これらの３案は、人権擁護委員のうち、３名の委員が平成29年９月30日をもちまして、任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第43号では、現委員　藤森　純也氏の任期満了に伴い、池尻　和則氏を推薦しようとするものでございます。

議案第44号では、現委員　原田　勇氏の任期満了に伴い、新たに丸山　信敏氏を推薦しようとするものでございます。

議案第45号では、現委員　原口　陽子氏の任期満了に伴い、新たに安谷　美智子氏を推薦しようとするものでございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

報告第４号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告を申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成29年２月25日、午後９時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、相手方車両が山鹿市中地内の市道雲雀町線を走行中、当該市道の陥没した箇所に左前輪が落ち、当該左前輪が損傷したものです。

損害賠償の額は３万1860円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第５号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件も、報告第４号と同様、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成29年４月13日、午前11時30分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、相手方車両が山鹿市中地内の市道大宮通花見坂線を走行中、当該市道に設置された集水ますの道路面から突出していた部分に左前輪が接触し、当該左前輪が損傷したものです。

損害賠償の額は15万3468円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

次に、報告第６号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、市営住宅の家賃の請求に係る訴えの提起について専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものです。

２ページをお願いいたします。

当事者ですが、原告は山鹿市、被告は記載のとおりです。

事件の概要ですが、被告は次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、原告が山鹿簡易裁判所に支払督促の申し立て及び仮執行の宣言の申し立てを行ったところ、被告が当該仮執行の宣言を付した支払督促に対し、同裁判所に督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申し立てのときに、原告から同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったため、同裁判所から補正命令に従い、訴状にかわる準備書類の提出等を行うものです。

団地名、氏名、滞納額は、記載のとおりです。

請求の趣旨につきましては、本件につき山鹿簡易裁判所平成29年（ロ）第９号事件の仮執行宣言付支払督促を認可すること、督促異議申し立て後の訴訟費用は、被告の負担とすること。

事件に関する取り扱いにつきましては、本件については、必要に応じて、和解又は上訴をすることができるものとする。

以上を内容として、民事訴訟の手続に移行したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

報告第７号　平成28年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

これは、さきの３月定例会におきまして、議決をいただいております繰越明許費

に係る報告です。

２ページをお願いいたします。

（款）総務費、（項）総務管理費、社会保障・税番号制度関連事務ほか、12件の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ平成29年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

報告第８号　平成28年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しにつきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、山鹿浄水センター改築更新事業及び山鹿浄水センター他耐震対策事業につきまして、予算計上額に対し、記載のとおり、それぞれ平成29年度に繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたから、ご報告いたします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分　散会

～～～

６月１日（木曜日）

平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成29年６月１日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）日本遺産に認定されたことについて

①取り組みの方針について

②市民への情報発信及び児童生徒への教育をどのように行うのか

（２）男女共同参画推進の取り組みについて

①管理職及び役付職員や審議会への女性登用促進について

②女性が働き続けるための具体的施策は何か

③第２次計画の大きな特色は何か、今後の推進について

２．冨田　弘海

一般質問

（１）市長説明要旨について

①第２の柱「経済をつくる」について

３．永田　紘二

一般質問

（１）防犯対策について

（２）方保田東原遺跡について

（３）農業後継者対策について

４．芋生　よしや

一般質問

（１）財政調整基金について

（２）国保の都道府県化について

（３）住宅リフォーム助成制度の復活を

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	立山大二朗君
2番	小川榮二君
3番	芋生よしや君
4番	勢田昭一君
5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原忍君
教育部長	大森健司君
市民部次長	宮崎錦也君

福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
経済部次長	木下　実君
水道局長	白田俊輔君
防災監理課長兼監理契約係長	木村隆男君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
人権啓発課男女共同参画推進室長	山部洋子君
地域生活課長	近藤　敏君
国保年金課長	佐藤アキ君
都市計画課長	竹下健一君
社会教育課長	園田正尚君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

本日は、一般質問２件、一問一答にてさせていただきます。よろしくお願いします。

まず最初に、日本遺産にかかわることについて質問していきます。

ことしの平成29年４月に、日本の文化・伝統を物語る文化庁の日本遺産に、山鹿市を初めとする菊池市、玉名市、和水町が申請しました　米作り、二千年にわたる大地の記憶　～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～　が認定されました。

この申請は以前にも出されましたが、認定に至らず、今回、構成遺産を絞り込み、ストーリーをさらにわかりやすくブラッシュアップして申請されたということで、審査委員会では米づくりの変遷の痕跡が集中しており、コンパクトに体感できる地域だと、高い評価を得られました。

そもそもこの日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、魅力あふれる有形や無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用して、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことによって、地域の活性化を図ることを目的としています。

山鹿市では、現在、地方創生に資する事業として、新養蚕事業、ワイナリー事業、ジャパンブランド事業に取り組んでおりますが、さらに山鹿のイメージアップ、知名度アップにつながる展開ができそうなうれしいことであります。認定のためにご尽力された各市町の首長を初め、市民の関係者の皆様、担当職員の皆様、全ての関係者各位に心より感謝を申し上げ、敬意を表したいと思っております。

今申し上げましたとおり、この認定は単独自治体ではなく、４つの自治体で受けておりますけれども、認定されたことによって文化庁からの補助金がつくというこ

とですが、恐らく均等に配分されるといったようなものではなくて、おのおのの事業に対して積み上げられていくものではないかと思います。ちょっと長くなりますが、これを踏まえて質問したいので、お話したいと思います。

私は、複数の自治体が協力してやっていく中でも、山鹿市としても特色を前面に打ち出したものが必要だと思っています。

菊池川流域全体でのストーリーに加えて、山鹿独自のストーリーも展開できます。山鹿には、内田川、岩野川、千田川、吉田川などありまして、これらの支流の流域でも弥生時代からの米づくりの歴史があり、それに続く古墳時代の装飾古墳、これはもう皆様もよくご存じだと思いますけれども、全国の３分の１が熊本県にあって、その多くが山鹿にも点在しております。その後の時代も営々と営まれてきた米づくりは、明治時代に入って米問屋などが酒づくりを手がけるようになりました。

菊鹿町に酒造野という地区がありますが、その一帯は当時も大変おいしいお米の産地だったということで、山鹿の日本酒の原料にもされています。酒をつくると書くその地名が、その歴史を物語ってくれていると思っています。当時は多くの蔵元で、酒づくりが行われていたようで、それぞれどこどこの蔵元は鹿央の米、ここの蔵元は鹿本の米などと、地元の米を原料にされていたと聞いています。

米米惣門ツアーが大変好評ですけれども、まさしく米の集散地であり、米でまちが繁栄していたことをあらわしています。米で財をなした商人や温泉街の人々で、それは大変なにぎわいだったということです。

温泉祭は、温泉の恵みに感謝するとともに、旧山鹿町に周辺の町から、米はもちろん、野菜などもたくさん売りに来られており、旧山鹿町のにぎわいを一体となって支えていた農村部の方々へ感謝するという意味合いもあったそうです。また、八千代座もそういった農村部の方へ慰労の意味も込めて建てられたという説もあるほどです。

こう考えていきますと、弥生時代、古墳時代から八千代座全盛期の明治時代、大正時代まで、米づくりでつながっているということがわかり、また山鹿だけでもストーリーが展開されるのもご理解いただけると思います。

広報やまが６月号には、大変詳しい内容で特集も掲載されておりましたけれども、山鹿市として認定されたこの遺産を今後どう活用していくのか、その取り組みの方針をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の１回目のご質問、日本遺産に認定されたことにより、今後の取り組み方針についてお答えいたします。

平成27年10月に、熊本県と山鹿市、玉名市、菊池市、和水町で、菊池川流域日本遺産認定推進協議会を結成し、「天下第一の米作り　～菊池川流域 二千年の米つくりの歴史」として日本遺産の認定を目指しましたが、残念ながら平成28年４月の認定では不採択となりました。しかし、再度の挑戦あるべきとの推進協議会での提案を受け、基本的な内容を変えることなく、表現の仕方や構成文化財の厳選などを経て、平成29年２月に再度の申請を行い、同年４月28日に晴れて認定を受けたところでございます。

しかしながら、この認定は事業の完成を意味するものではなく、ここを出発点として、日本遺産認定を活用するさまざまな事業を、流域３市１町が連携して展開していく予定です。

事業を展開していくに当たりましては、これまでの行政による認定協議会の組織に、観光や商工、農業、文化財などの民間団体にもご参加いただき、より幅広い活動を展開していく必要がございます。既に報道等でご承知かと思いますが、今週の５月29日に菊池川流域日本遺産協議会の設立総会が開かれ、総数32団体の構成で新たな活動組織が立ち上がりました。今後はこの協議会が主体となって、菊池川流域が活性化するよう事業を進めてまいります。

具体的に取り組みとしては、広報やまが６月１日号に詳しく書いておりますが、ガイドの育成、情報発信、米どころとしての地域エリアブランドの構築、外国人にも対応できる説明看板などの設置を計画いたしているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございます。

補助金は、協議会の取り組みに対して出されるものということでありまして、どうしても補助金という制度上、今言われました事業の中に、案内板の設置、そして広報、案内人の育成など、用途が限られたものになってくると思います。平成27年度と平成28年度に認定されたのは、全国で37件あります。その中にはせっかく苦労して認定されたにもかかわらず、その自治体が全く予算づけをしておらず、市民団体による広報活動や活用に頼らざるを得ないというところもありました。その結果、認知度も上がらない、観光も伸びないと、なかなか成果は上がらず、わずか２年目

にして日本遺産認定されるも認知されない名所というありがたくない名称をもらったところもあるんです。

認定されたところはどこも協議会を立ち上げて、ガイドブックやパンフレットをつくって、そしてボランティアガイドの育成などに取り組んでおられます。山鹿市も協議会の中で同じような取り組みを展開していかれるというようなことですけれども、そういったほかの４市町と足並みをそろえて取り組んでいかれることには何ら問題はなくて、抜け駆けはしないという考え方もわかりますけれども、しかし山鹿の特色を明確にして、しっかりと予算もつけて、山鹿独自のコンセプトをしっかりと早い段階で打ち出していくことが大切ではないでしょうか。仲よく手をつないで同じことをしていては、何かもったいなさ過ぎます。これはスタンドプレーではありません。恐らくほかの自治体もきっちり準備されてくると思います。

また、複数の自治体で構成される協議会なので、何をするにもスピード感に欠けるのではないかと懸念するところもあります。どうかその部分は杞憂に終わりますように、しっかり進めていってほしいと思います。

いずれにしましても、この４つの自治体それぞれの本気の積み重ねがより魅力的な、広域でのいわゆる面でのストーリーを強化するものにほかならないと思います。

では、認定の効果についてですが、文化庁は地域の認知度が高まり、地域住民のアイデンティティーの再認識や地域ブランド化にも貢献し、地方創生に資するものとしています。先ほどの例でも言いましたけれども、取り組み方によってはその効果が発揮できないものになってしまいます。

最大限に生かすためには、いろいろな取り組みが必要になってくるでしょうけれども、まずこの日本遺産の認定を知らない市民の皆さんがかなりの割合でおられるようです。また、知っていたとしても、何が日本遺産なのかわからないという方もいらっしゃいます。一番大切なのは、市民の皆さんに対する情報発信ではないでしょうか。効果については、観光面での集客力の向上ももちろんあるでしょうけれども、やはり市民の皆さん誰もが知っており、そしてそれがプライドに、誇りになるようにすることが、この認定による最大の効果だと思います。

平成29年度の小学生・中学生は、約3900人になりました。山鹿はこういうすばらしい歴史のあるまちだということを、きちんとした形で伝えていくことはとても大切なことだと思います。よく誇りを持てるふるさとにということを言われますけれども、今回の日本遺産となった米づくり二千年の歴史というものを、市民みんなが語れるような啓発をぜひ行ってほしいものだと思います。

そこで２つ目の質問ですけれども、市民の皆様への情報発信、そして児童生徒たちへの教育はどのようにお考えで、またどういった形で展開していこうと思われて

いるでしょうか。このことについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の２回目のご質問、日本遺産認定の市民への情報発信と、児童生徒への教育をどのように行うかについてお答えいたします。

服部議員がご指摘のとおり、日本遺産認定について市民の皆様のご理解が十分深まっていないことは認識をいたしております。また、この制度が始まってまだ３年と日が浅く、国内全体の認知度も高いとは言えません。そこで文化庁では、今年度より国内外における日本遺産の認知度を高めるための取り組みを始められると聞いております。

一方で、市民への情報発信につきましては、ホームページや広報での紹介はもとより、フェイスブックといったソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるＳＮＳでの発信のほか、イベントやキャンペーンも含めた、さまざまな方法で積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、児童生徒への周知活動につきましても、まずは子供向けの教本を作成した上で、希望する学校に職員やガイドが出向く出前授業を実施し、さらに現地での見学体験を提案するなど、児童生徒が身近に地域の宝を感じ、郷土を誇りに思えるような活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

児童生徒の皆さんへの啓発ということで、授業の中に出前授業であったり、現地へ出向いてということも言われましたけれども、なかなか学校現場では、授業時間数の確保のために苦慮しておられるという現状も聞いております。何とか協力して、ぜひ地域の魅力を伝えるということをしっかりお願いしておきたいと思います。

そして、市民の皆さんの盛り上がりこそが、やっぱり最も重要で、それによって鞠智城の国営公園指定への取り組みにも大いに弾みがつくものではないかと思います。

一説によると、この一帯が邪馬台国ではなかったのかということも議論になっております。山鹿市はまち全体が一大テーマパークのようだと、ある自動車の月刊誌

に紹介されたこともあります。全てを包括して、ミュージアムシティー山鹿という構想で取り組んでいただき、自分の住むまち山鹿は、歴史の流れの中にあって、わくわくするようなまちだと思える、そんなプライドに育ててほしいと願います。

それでは続きまして、次の男女共同参画推進についての質問に移らせていただきます。

平成29年３月に第２次山鹿市男女共同参画計画が策定されました。この計画は平成19年３月に策定され、平成24年３月に改訂が行われているものです。最初の計画が策定されてから10年がたち、男女共同参画に係る意識は随分変わってきたと思っています。しかし、女性を取り巻く社会の情勢はまだまだ厳しい状況にあると言えます。

第２次計画を策定するに当たっては、平成28年９月に市民意識調査をされています。質問項目ごとに分析をしてありますけれども、性別による役割分担の考え方については、男性も女性も全ての年代で同感しないという方が、同感するというその数字を大きく上回っています。性別による役割分担に一番これは同感できないという比率が多かったのは20歳代で77.8％、そして一番少なかった70歳代以上でも、この性別による役割分担の考え方には同感しないというのが57.9％となっています。

では、男女共同参画社会が進んできたかというと、実際にはまだまだ多くの課題が横たわっています。

意思決定の場に女性がもっとふえるほうがよいと思うかという問いに、そう思うと回答した人は71.2％ですけれども、実際には女性の参画は大変少ない現状です。その原因として、男性優位の組織運営がなされているためという理由を挙げた方は63.6％、また家庭、職場、地域で性別による役割分担や性差別の意識が強いためとした人が44.1％おられます。依然として、政策の企画立案や方針決定過程の場では、男性優位の組織運営がされており、家庭、職場、地域で女性が不利な状況にあるとの認識です。

この策定されました第２次計画での重点目標Ⅰ、あらゆる分野における男女共同参画の推進のところですが、現状と課題についてはこう記されています。ちょっと読みます。「本市においては、政策・方針決定過程への女性の参画は着実に進んでいるものの、事業所や各種団体、地域活動などにおいては、男性優位の組織運営がなされていることから女性の参画が進まない状況も見られ、女性の視点が十分に反映されているとは言えません。」と書かれております。本当に市では着実に進んでいるんでしょうか。

平成29年の市の管理職課長級以上に占める女性の割合は9.3％で、平成33年の目標値は15％です。また、役付職員、係長級以上ですけども、に占める女性の割合は

33.5％で、平成33年の目標値は35％です。

この管理職におけるパーセンテージは、管理職といっても決裁権のない審議員も含まれております。真に登用してほしいのは決裁権のある課長以上です。

それから、各種の審議会への女性登用につきましては、平成25年３月では24％の登用率で、平成29年３月には26.1％となっております。山鹿市では、農業委員会の委員長も女性が選任されており、その取り組みは進んでいるようであります。しかし、市の条例で定める審議会などでも、いまだ女性の委員がゼロという審議会も３つあります。そしてまた、そのほかの３つの審議会では、登用率が一桁となっています。

先ほど言いました管理職及び役付職員や審議会への女性登用促進についてですが、計画だけではもちろんないと思いますので、具体的にはどういったことをして引き上げるのか、その具体的なところをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の一般質問、男女共同参画推進の取り組みについてに係る管理職及び役付職員や審議会への女性登用促進についてお答えをいたします。

国におきましては、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30％程度となるよう目標を掲げ、女性の参画拡大を推進いたしております。

本市職員における管理職等に占める女性の登用状況につきましては、平成29年４月１日現在で、課長級以上の女性職員の数は97人中９人で9.3％、係長級以上の女性職員の数は340人中114人で33.5％となっており、女性職員の登用は着実に進んでおりますが、管理職への登用はまだ十分とは言えない状況であります。

このため、職員採用におきましては、男性・女性にかかわらず優秀な人材の確保に努めているところでございますが、20代の一般行政職の中での女性職員の割合を見ますと、34人中19人で55.9％となっており、職員数では女性が男性を上回っている状況もございます。今後は、女性管理職の割合も上昇していくものと考えております。

また、女性の管理職及び役付職員の登用につきましては、女性職員としては初めてとなる熊本県市長会東京共同事務所長の職へ、また女子ハンドボール世界選手権大会の事務局であります熊本県国際スポーツ推進課に女性職員を派遣するなど、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするため、職務に対する意欲や能力の

向上を図るための派遣研修等に力を入れているところでございます。そのためにも、育児・介護休暇の充実を初め仕事と家庭の両立が図られるよう、職場全体で働きやすい職場環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、本市における各種審議会等への女性委員の登用につきましては、各審議会委員の選任や各団体からの推薦に当たり、男女双方からなる多様な意見を反映した事業を推進するため、できる限り女性登用の協力をお願いしてまいりました。その結果、平成29年３月末現在で、48団体、全790人中女性委員は206人で登用率は26.1％となっており、前年度の24.1％と比べましても、女性委員の参画が着実に促進されてきている状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、条例で定める審議会等におきまして、女性委員が参画されていない組織や低い割合の組織も一部ございますので、構成委員への女性参画の配慮を働きかけるなど、引き続き積極的に女性の参画促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

引き続き、確実に女性の登用には積極的に推進していただきますようお願いをしておきます。

市としてのさまざまな方向性を決めていく大変重要な政策調整会議は、各部の部長さん以上で構成されております。したがって、女性部長がいない現在は、１人の女性も参画していないということです。しかし、この大事な政策調整会議に女性が入っていないというのは、市民にとってはどうでしょうか。人口の半分以上は女性なんですから、ここにもそういった考え方が必要だと私は思っています。参考程度に女性の意見を聞くといったようなときとか、女性に関することが含まれているときだけ参加を要請するといったようなものではなくて、ちゃんとこの意思決定の場に女性がいるということが大事なんです。しかし、女性部長の誕生を待っていても、いつになるかわからないということなので、部長でなくとも政策調整会議に参加できるような仕組みを早急につくっていただけないものかと思うわけです。女性参画が進まない組織は停滞すると言われています。山鹿市の将来がそういうことにならないかと心配しているんです。なぜこんなに必要かと言っているのかをよくご理解いただいた上で、ぜひ今後、必ずご検討いただきたいと思います。

女性管理職の登用はもちろん、ただ単に女性を登用しろと言っているわけではなくて、若いころからの職員研修、教育などを男女平等に行って、能力を性別で判断することなく、適正に評価して登用していただきたいというものであります。しかし、実際にそういった幹部研修などの機会があっても、女性みずからが辞退するという現実もあります。じゃあしょうがないじゃないかというような声が聞こえてきそうですけれども、じゃあなぜ辞退するのか、なぜ辞退しなければならなかったのかという理由に課題があるんです。

また、働き続けることが困難な場合もあります、女性はですね。労働力不足は全国的に見ても深刻な状況です。山鹿市においても同じで、看護師、介護士、保育士なども常に不足している状態です。女性が働き続けられない、フルタイムでは働けないという理由は、昨年のこのアンケート調査結果でも浮き彫りになっています。

理由の一番は、53.4%の方が仕事と家庭が両立できる制度が不十分だからと回答されています。次に、43.3%の方は育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではないからと言われます。そして続くのは、41.8%の方は保育や介護の施設が整っていないからというふうに言われております。

さらに、アンケートでは、男女がともに働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要かとの設問には、ほぼ同率で50%に近い数字で３つの回答がなされております。１つ目は、男性の家事・育児への参加を促進する。２つ目は、保育園、放課後児童クラブなどの保育サービスを充実させる。３つ目は、育児・介護休業制度、労働時間の短縮やフレックスタイムなど、就業環境を整えると答えられています。つまり、子供を安心して産み育てられる、そんな社会をつくっていくということなんです。

こんなに明確に課題とその解決への方向性が見えているのに、この計画の中からどうしてもその強い思いというものが、いま一つ感じられないんです。ワーク・ライフ・バランスという文言は出てきますけれども、それに対する具体的施策といったものが明確ではなくて、意識啓発に努めるといったところにとどまっているように思います。子育てしながら働き続けるためには、子育て支援は必要不可欠ですけれども、子育て支援体制についての具体的施策はこう書いてあります。「ニーズに応じた子育て支援の充実」とだけで、その内容は「子育て支援サービスの充実、制度の周知を図ります」と記されているだけです。例えて言うならば、病児・病後児保育などの充実とか、そういったことも必要でしょうし、ほかにもこういった具体的な施策が必要だと思います。

また、事業所の現状把握はされているでしょうか。つまり制度はあっても、実際

には育児休暇がとれなかったり、時短勤務が選択できないとか、子供が病気のときでもなかなか休めない、休みにくいといったような実態があることをきちんと調査されているでしょうか。そこを踏まえた上で推進していかないと、女性の働きにくさは何も変わっていかないと思います。

女性が働き続けるための具体的な取り組みはどうしていかれるのかについて、また事業所への働きかけ、指導助言についてはどういった取り組みをされているのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の２回目のご質問、女性が働き続けるための具体的施策は何かについてお答えをいたします。

本市におきましては、第２次山鹿市男女共同参画計画の策定に当たり、平成28年９月に市民意識調査を実施いたしております。本市の男女共同参画の推進に当たっては、基本となる第２次計画に基づき、具体的施策を各担当課でさらに具現化し、関係課・関係機関等と連携を図りながら取り組み、本年度は約50の事業を中心に全庁的に取り組んでいるところでございます。なお、事業の取り組みにつきましては、有識者や市民団体から推薦された方、一般公募等で選出された方で構成されております山鹿市男女共同参画審議会からご意見を賜りながら、事業推進を図っているところでございます。

議員が申されましたように、市民意識調査の結果からは、職場や子育ての環境の整備が十分でないことから、仕事と家庭の両立が困難で女性が働きづらく、その個性と能力を十分に発揮できていないという状況がございます。また、近年の社会状況を見ますと、急激な人口減少や労働環境の変化等により、多様な働き方への対応が十分でない現状が伺えます。

ご指摘の事業所の現状把握のための調査は、現在のところ実施いたしておりませんが、これまでの企業連絡協議会を中心とした関係課との企業訪問の際に、女性登用等の実情についてお話を伺ってまいりました。現状把握のための実態調査は必要であると思われますので、今後、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、第２次計画を推進する上での、特に女性が働き続けるための施策といたしましては、性別による固定的役割分担意識の解消を目指しまして、地域や事業所等への啓発活動をより積極的かつ重点的に取り組んでまいります。

また、男性の家事・育児・介護や地域活動への参画を促すための事業を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てや介護等を応援する環境整備の充実に一層努めてまいります。

さらに、就業・雇用の分野における支援として、働く女性を対象としたキャリアアップ講座や、子育て中の母親を対象とした自分力アップ講座を開催し、女性自身の活躍や人材育成につなげてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

具体的な取り組みについてお尋ねしたんですけれども、最初に言われました約50ほどの事業が全庁的になされているということであれば、その中から特にどういったものがあるのかをお聞きしたかったんですけれども、今のお答えでは参画を促すために推進するとか、環境整備の充実に努めるといったような、むしろ抽象的に聞こえるように私は思いました。具体的とは、それだとすぐに特定できるものであったり、すぐにイメージできるものをいうんじゃないでしょうかね。子育てや介護を応援する環境整備とはどういうものなのか、その内容がわかるものを示していってほしいと思います。もちろんおのおのの事業には担当課があるでしょうから、ここでやりますとは言えないでしょうとは思います。だから、男女共同参画推進室との連携、もしくは複数の課が連携するということをサポートする、そういうような働きがとても大事なのだろうと思います。そういう役割を担っているんだと思っています。また、それがこの第２次計画に反映されていると、私は見ています。

この第２次計画は、国によって平成27年９月に策定されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法と一体のものとして策定したということで、確かにここの部分がそこの部分だというふうにうたってはあります。並べかえてもありますけれども、しかし内容はこれまでの計画と余り変わるものはないように見えます。この計画で女性活躍推進法という法的裏づけを得て、どういうことに重点を置いて、どんな社会を目指しているのか、ロングゴールばかりではなくて、ショートゴールの設定も必要になってくると思います。

女性活躍推進法は、女性の職業生活における活躍に重点を置いた法律です。先ほども言いましたけれども、この計画は女性活躍推進法と一体となった計画ということですけれども、それならばこれまでの計画と違った大きな特色は何なのか、またそれを市ではどう実効性のあるものにしていくのか、今後の推進についてお尋ねい

たします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

服部議員の３回目のご質問、第２次山鹿市男女共同参画計画の大きな特色及び今後の推進につきましてお答えをいたします。

第２次山鹿市男女共同参画計画の大きな特色は、いわゆる女性活躍推進法に規定されております市町村推進計画と一体のものとして策定しており、計画の重点目標Ⅰのあらゆる分野における男女共同参画の推進、重点目標Ⅱの男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革、重点目標Ⅳの推進体制の充実・連携強化の施策を共通の計画として、女性の職業生活における一層の活躍を図り、男女共同参画社会づくりを総合的に推進していくものでございます。

さきの答弁で申し上げました、女性が働き続けられるための具体的施策を通して、積極的な女性の登用や性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行の是正、職業生活と家庭生活を両立するための環境整備などに、庁内関係各課や企業・事業所等と緊密に連携を図りながら取り組んでまいります。

あわせまして、市職員みずからが、職場や家庭または地域において、男女共同参画を実践しリードしていけるよう、職員への啓発にも力を尽くしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

この第２次計画は、具体的内容にはまだまだ踏み込んでほしいところが多々ありますけれども、連携していく関係課を明記してあるというのは、非常に評価できるところだと思っています。わかりやすいです。こういうところも特色なのではないかなと私は思っています。そういった部分を活用して、意欲的に推進していってもらいたいと思っています。

男女共同参画が内閣府により提唱されてきた本来の目的の１つは、人口減少対策、そして労働力の確保という政策にほかなりません。政策とは、目標を達成するために手段としてとる方法のことです。一方、啓発というのは、人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くことであります。人権課題の中には、女性の人権も含まれますので、そういったところでこの男女共同参画推進室が人権

啓発課に置かれているんでしょうけれども、本来の目的からするならば人権啓発課から独立した部署も必要になってくるのではないかなと思います。

推進の取り組みは、この計画の中にも書かれていますように、担当課は全庁にわたっています。こんな施策が女性活躍の支援になるんだと、その推進の旗振り役はここしかありません。何度も申し上げますが、関係する各課同士をつなぐ大変重要な仕事を担っていると思います。より一層前向きな取り組みに期待いたします。

庁内では、連携会議も行われておりますけれども、それが真に働きやすい社会づくりになるような積極的な施策につながりますよう強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、一般質問を１件、市長説明要旨の中の第２の柱、経済をつくるについて質問をいたします。

私は、さきの３月議会において、４期目のスタートに当たっての市長の思いをお伺いしたところであります。その思いの詰まった今回の市長説明要旨の中において、山鹿市が活気あるまちになるために必要不可欠なのは、何といっても第２の柱であります経済をつくるであると考えております。

特に、菊鹿ワイナリー構想や新シルク蚕業構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想は、地方創生の一翼を担う重要な施策として、本市のみならず、県においても関心を持たれており、事実この３つの事業の話となったときには、山鹿市は頑張っていらっしゃいますねというお話をかけていただく機会がふえたように実感しているところでございます。これは、中嶋市長の強いリーダーシップと池田副市長の熱い思いが重なり、山鹿市が一丸となって取り組んでいることのあらわれではないかと改めて敬意を表するところでございます。

３つの構想については、今定例会の補正予算において、菊鹿ワイナリー構想の関連事業として、ワイナリー構想推進事業に9183万5000円、菊鹿ワイナリー６次産業化連携推進施設整備事業に１億円が計上されており、新シルク蚕業構想については、新シルク蚕業構想推進事業に5746万7000円、2017やまがシルクサミットを含む新シルク蚕業推進協議会に2035万8000円、山鹿灯籠ジャパンブランド構想については

2025万4000円が、政策的経費を含む肉づけ予算として、それぞれ提案されております。

そこで３点につきまして、これまでの事業の経緯等を踏まえ、私が感じていることを述べさせていただきます。

まず、１点目の菊鹿ワイナリー構想については、以前にも質問させていただいているところですが、平成26年２月の菊鹿ワイナリー構想の調印式から、はや３年が経過し、建設予定地の菊鹿町相良において造成工事も始まり、平成30年度の開業に向けて期待が高まってきているところでございます。ただ、現地が進むにつれ、地元からは雇用はどうなっているのかという話を、よく耳にするようになってまいりました。

この菊鹿ワイナリー構想は、菊鹿町葡萄生産振興会にかかわる生産者の所得向上はもちろんですが、菊鹿ワインの増産による山鹿市の観光振興はもとより、併設する６次産業化連携推進施設を含め、雇用の創出が期待される事業でもあります。

次に、２点目は、新シルク蚕業構想についてですが、昨年11月に開催された山鹿シルクセミナーに我々も参加して、シルクのことを勉強させていただきました。専門家の方々の講演でシルクの可能性を知り、夢のような話に大いに期待を寄せる中、世界最大級で国内１位の群馬県に匹敵する工場が山鹿に完成したことは、山鹿を選んでいただいた株式会社あつまる山鹿シルクの島田社長には感謝にたえないところですが、今回は中嶋市長の大金星ではなかろうかと思っております。もちろん市長を初め、職員の皆さんがスピーディーに対応されたことが結果につながっており、改めて敬意を表するところでございます。

また、新シルク蚕業構想においては、既に雇用が創出されており、今後は地域産業の活性化やシルク産業の復活、さらに他分野において波及効果が期待できる事業でもあります。

次に、３点目は、山鹿灯籠ジャパンブランド構想についてですが、元来、30万人を集客していた山鹿灯籠祭りが、近年では17万人程度に減少し、千人灯籠踊りの踊り手不足や奉納灯籠の担ぎ手不足などもあると聞いております。また、装飾古墳群や八千代座、鞠智城など多くの観光資源を有する観光地でありながら、地方経済の低迷などによる宿泊数の減少により、観光消費額の低迷と交流人口の減少を招いている状態であります。一方では、山鹿灯籠が平成25年12月に国の伝統的工芸品の指定を受け、後継者も確保されるなど、伝統を継承していく体制は確立されているところであり、今後は観光資源のブラッシュアップや農業施策と連携した集客力の向上、戦略的な情報発信やお土産品開発などが求められております。

それでは、この３つの構想につきまして、現状と中長期的な大きな方向性などを

中嶋市長にお伺いいたします。なお、予算を含む詳細については、所管委員会で詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

冨田　弘海議員の一般質問、市長説明要旨第２の柱、経済をつくるにおける、その中核となる３つの戦略プロジェクトの現状と中長期的な展開について、私の考えを申し上げます。

１つに、山鹿灯籠ジャパンブランド構想につきましては、山本寛斎事務所のブランド力、発信力を生かした首都圏等でのＰＲ活動に取り組むとともに、灯籠祭りの磨き上げに向けた検討を進めております。その中で、平成30年の灯籠祭りを１つの完成型と位置づけております。千人灯籠踊りと上がり灯籠に特化し、祭りの根幹をなす守るべきもの、先人から受け継いだ伝統をしっかりと守り、そして次世代へと確実につなげてまいります。観光地としての知名度向上、さらなる魅力を発信することで、祭り全体としての磨き上げを図ってまいります。

さらに、その先の姿として、灯籠祭りが市民の誇りとして、将来にわたり魅力的であり続けるため、市民みずからが企画・運営に携わり、不断に磨き上げる祭りとして築き上げることを目指してまいります。

次に、菊鹿ワイナリー構想につきましては、現在、造成工事を進めており、来年春には６次産業化連携推進施設の完成を予定し、平成30年秋の菊鹿ワイナリー開園に向け、生産者、熊本ワイン株式会社と一体となって取り組んでおります。

また、現在、これらの施設整備と並行して、クリやお茶など山鹿産の上質な農産物を活用した商品の開発も進めており、これらの商品を当該施設で販売することで、熊本ワインの整備するワイナリーと一体となって、山鹿の食の発信拠点としてまいります。

開園後、その先々にわたって、ワイナリーが安定的に運営されるためには、高い評価を得ている菊鹿ワインの原料となるブドウはもちろんのこと、クリ、その他の山鹿産農産物のさらなる品質向上や生産拡大、担い手の確保が極めて重要であります。これらの取り組みも着実に進めていくことで、地元雇用のさらなる拡大に寄与することを目指しております。

新シルク蚕業構想につきましては、４月の工場完成後、５月には試験操業を開始されております。今年度は山鹿シルクブランドの国内外へ向けたマーケティングの

支援を行うとともに、情報発信・ブランド化戦略として11月に2017シルクサミットｉｎ山鹿を開催することとしております。国立農研機構や熊本大学などの研究機関、製糸業や繊維業を初めとしたシルク関係の事業者などが集い、研究成果の報告や意見交換を行う中で、日本のシルク産業の再生に向けた国内の連携体制の構築を図ります。さらに、フランスやタイなどの企業や研究者なども招き、世界へと情報発信を行うことで、広く海外を視野に入れた今後の事業展開につなげていきたいと考えております。

その先の将来像として、蚕は衣服の原料にとどまらず、化粧品や医薬品など、幅広い分野での研究が進んでおります。これらのさまざまな分野の関連企業や研究機関を山鹿の地に集積し、世界に羽ばたくジャパンブランドシルクの一大拠点となることを目指しております。

これらの３つの戦略創造プロジェクトを、農業と観光業の有機的連携という視点から一体的に推進することで、生産者（農業、商工業、観光事業者など）の所得向上、２つには若者を中心とした新たな雇用の受け皿づくり、３つには域外から多くの人を呼び込むにぎわいの創出へとつないでまいります。

先ほどご質問の中に、この３つの事業には多くの事業費がかかると、そういった数字も上がっておったところでございますけれども、この事業には地方創生交付金及び国県の補助金等、たくさんの助成をいただきながら事業を展開いたしておることもつけ加えさせていただきます。

最後に、私の決意を申し述べます。今まさに、山鹿の地は大きなよき流れの中にあります。３つの戦略創造プロジェクトに加え、プラスワンとして、本市の地方創生を後押しする日本遺産の認定がありました。私は、産業界、大学、金融機関、行政など、オール山鹿体制で市民を挙げて、このよき流れをさらに大きなものとし、力強く、必ずや地方創生を実現すべく、確かな戦略と大きな情熱、そして不退転の覚悟を持って、全身全霊で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

３つの大きな構想、そして熱い思いのこもった決意をお伺いしたところでございます。

中嶋市長におかれましては、さきの選挙期間中から、やり残したことがあるとい

う話の中に、事あるごとにこの３つの構想の実現を掲げてこられました。そういう意味では、この実現こそが中嶋市政の集大成と位置づけておられるのではないかと思っております。４期目という長期にわたる市政を、山鹿市民が中嶋市長に託したのは、決して現状に満足しているからではありません。私はこの３つの構想の実現こそが、地方創生の最重要課題だと思っております。また、今後も何事にもチャレンジする姿勢を貫いていただくことで、農林業、商工業、観光業など、あらゆる分野につながっていくものと確信しております。

ただ、地方創生については、これまで行政主導で行われてまいりました。しかし、真の地方創生は市民が所得向上や若者の定住など、活気ある山鹿を実感できなければ意味がありません。そのためには、我々議員も行政、市民と一体となって、しっかりとサポートしてまいりたいと思っております。この地方創生という大きな流れを見失うことなく、先ほど答弁にもありました生産者の所得向上や雇用、にぎわいの創出を市民が実感できるように、この３つの構想を着実に取り組んでいただくことで、本市が目指す地方創生が現実のものとなることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前11時16分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

おはようございます。

18番議員の永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を３点行います。

１つ目は、山鹿市の防犯対策について、２つ目は方保田東原遺跡について、３点目は農業後継者対策についてを一問一答でお尋ねしていきたいと思います。

まず、１点目の山鹿市の防犯対策についてお伺いをいたします。

皆さんご案内のとおり、山鹿市では被害等もなかなか発生はしておりませんけれども、全国的には思いもつかないような犯罪が生じております。犯罪は発生してか

らの手当てでは遅いと思いますし、事前に防止することが大切だと思います。

そこで、山鹿市内では、現在、防犯に関する団体やボランティア等による防犯に関する活動が行われていると思いますが、お伺いをしたいと思います。また、山鹿市では、どういう活動をしているかもあわせてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の一般質問、防犯対策についてに係る山鹿市の現状についてお答えをいたします。

本市内で防犯に関する活動を行っている団体等につきましては、山鹿警察署内に事務局を置きます山鹿地区防犯協会を初め、朝、夕の児童生徒の登下校の見守り活動を行う団体や車両に青色回転灯を装着し地区内等を巡回パトロールする団体が16団体あり、各地区や各校区ごとに活動をされております。

一方、市の活動といたしましては、山鹿警察署や山鹿地区防犯協会等の関係団体と連携し活動を行うほか、青色回転灯が装着できる車両５台により、毎月１日と15日の挨拶運動とあわせ、青色回転灯を点灯した巡回パトロールや高齢者サロン等への出前講座におきまして、防犯に関する講話などを実施いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

防犯対策につきまして、２回目の質問を行いたいと思います。

防犯対策につきましては、どうしても警察を中心としながら活動が行われると思います。そこで、平成30年４月には熊本県警察本部の再編が行われます。山鹿警察署の組織についても再編をされます。すなわち、熊本市北区範囲内、植木駐在所がなくなるということであります。これによって、山鹿地区防犯協会など、防犯関係団体も再編をされていくと思いますが、山鹿市への影響というのはないものか、その辺を一つ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の２回目のご質問、警察署組織の改編に伴う本市への影響についてお答えをいたします。

山鹿警察署におきましては、熊本県警察本部の組織の再編計画に基づきまして、平成30年４月１日以降の管轄区域について、熊本市北区植木町の全区域が熊本北合志警察署の区域に変更されることが決定いたしております。

この組織再編によりまして、山鹿地区防犯協会等防犯関係団体の組織も再編されることとなりますが、現在、山鹿警察署管内で活動する26団体の活動の拠点につきましては、山鹿市及び熊本市北区植木町の各地区・各校区であり、組織が再編されましても、活動拠点は従来と同様であることから、デメリットという面での本市への影響はほとんどないものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

防犯対策につきまして、３回目の質問を行います。

防犯カメラの設置についてお伺いをしていきたいと思います。

市民の安全・安心を守り、犯罪等の発生の抑制にもなる防犯カメラについては、全国的に年々その設置数もふえ、山鹿市内においても設置を希望するお話等も聞いております。現在、山鹿市内における設置の状況と今後の方向性について伺いたいと思います。また、県内の他市の状況等もあわせて説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の３回目のご質問、防犯カメラの設置についてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、市が設置し、施設の指定管理者が管理を行っているものとしまして、市内の観光施設等に、録画機能のついた防犯カメラと録画機能のない監視モニター型のカメラが、全部で25台設置されております。また、市内の金融機関やコンビニエンスストア等、不特定多数の人が利用する施設にも防犯カメラの設置がなされております。

一方、県内他市の状況につきましては、防犯カメラの設置等に関する要綱を定め、設置・管理を行っているところが４市あり、市営の駐車場や公園等の公共空間、小

中学校等教育施設、または駅前広場や道の駅等の不特定多数の人が利用する施設に設置がなされております。また、２市におきましては、防犯カメラの設置に関する補助要綱を定め、設置に対する補助が行われております。

今後の防犯カメラの設置につきましては、設置がもたらす効果と設置したことで生まれる問題点等を、総合的に比較・検討していく必要があるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

防犯対策につきまして、４回目の質問を行いたいと思います。

市長にお伺いをしたいと思います。

いろんな犯罪の最終的にチェックをするのは、防犯カメラで解決をしているようであります。市民の安全・安心を守る上で、防犯カメラの設置は重要なものであるということはご認識があると思います。考えるに山鹿市では、先ほど25台という設置であります。なかなかここに防犯カメラがあるばいというごたるところが見当たらんような気がしまして、極端に少ないのではないかという気がします。

先ほどの報告の中でも、他市の報告がありました。防犯カメラの設置等に関する要綱を定めて、設置・管理を行っているところ、それから市営の駐車場や公園、公共空間、小中学校等の施設等に、また不特定の人が集まるところに、防犯カメラを設置しているということもありましたし、特に防犯カメラの設置に関する補助要綱を定めてまで、設置に対する補助が行われているところもあるということであります。防犯カメラの設置をもう少し重点的にふやしていきたいというような思いが市長にあられるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の４回目の質問、防犯カメラの設置に関する私の考えについてお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、犯罪の予防・抑止に効果があり、犯罪解決のための証拠として有効なことはご案内のとおりでございますが、一方で、肖像権等のプライバシーの問題や録画データの管理の問題、設置費用や維持管理費用等の問

題がございます。

そのため、設置に関しては、設置する場所の選定や設置後の管理等に関する問題点等を整理・検討する必要がありますので、山鹿地区防犯協会を初めとする関係機関、団体等とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

防犯カメラに関しましては、十分検討して、積極的に市民を犯罪から守るための行動を起こしていただきたいなと思います。

２点目の方保田東原遺跡について質問をいたします。

今回、方保田東原遺跡からの出土品が国の重要文化財の指定になることが確定しているようであります。日本遺産もひっくるめて、非常にすばらしい宝になるのかなという思いがします。

そこで、今までの方保田東原遺跡がどのような保存経過をしてきたのかお尋ねをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問の２点目、方保田東原遺跡のこれまでの保存活用事業の経緯についてお答えいたします。

方保田東原遺跡につきましては、昭和60年２月に方保田地内の約２万6700平方メートルが国の史跡指定を受け、次いで平成18年７月には８万200平方メートルが追加指定をなされたことにより、現在では約10万7000平方メートル規模を持つ、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての県内最大級の拠点集落遺跡とされております。

追加指定のうち、農地約５万700平方メートルについては、平成24年度より３カ年をかけて公有化事業を実施し、土地所有者のご協力をいただき、平成26年度末までに対象地の82％に当たる約４万1400平方メートルの公有化をすることができました。

この公有地の整備につきましては、遺跡保存の観点から発掘調査の終了した部分では、地下の遺構に影響が出ないようにするため、覆土を施し養生に努めております。

一方で、こうした養生整備を行った多目的広場や芝生広場については、ウォーキングやグラウンドゴルフなど、地域住民の憩いの広場としてもご利用をいただいております。

また、未整備地については、地元住民の方々に管理をしていただくとともに、夏にはヒマワリ等を植栽するイベントを開き、そのヒマワリが満開になるころには遺跡に関するクイズラリーを開催して、多くの見学者にご来場いただいております。

さらに、大道校区を中心として、文化財保護などのさまざまな団体から構成される方保田東原遺跡応援団や、地域の若い方々による大道元気隊などの市民の皆様のご協力により、夏祭り・ランタンフェスティバルや古代体験広場などのイベントを開催し、広く遺跡の周知を図り、多くの方々に方保田東原遺跡に親しんでいただくように努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

現状までの経過については、十二分にお知らせをいただきました。

ただ、わかっていただきたいのは、今までの経過の中で地域の皆さん方がいかに協力をして支援をしていただいたのか、地域の皆さん方にご迷惑をかけているかということを執行部の皆さん方もご理解をいただきたいなと思います。

それを踏まえて、今回、方保田東原遺跡の出土品が重要文化財に指定されます。そうしますと、日本遺産もひっくるめて、来客、観光の増加等もふえてくると思いますけれども、ただ指定された出土品で山鹿市への貢献度、何か役に立つとかいなて、出たけども、ほんなもんに飾りになるとじゃないかということでありますので、その出土品も、山鹿市、また地域のために今後どういう活用をされるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の２回目のご質問、重要文化財に指定される方保田東原遺跡出土品の山鹿市への貢献と今度の活用についてお答えいたします。

今年３月10日、国の文化審議会が方保田東原遺跡出土品を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申されました。正式には、夏ごろ予定される官報告示日が

指定の日となるところですが、事実上指定が確定した状況になっているところです。

さて、その指定の内容でございますが、方保田東原遺跡の発掘調査で出土した土器、鉄器、青銅器などの遺物合計952点からなっております。その中でも石包丁型鉄器は、国内唯一の資料として非常に希少なもので、これら資料は我が国の多様な弥生文化の一つのあり方を示すものとして、学術的に価値が高いと国の文化審議会から高い評価をいただいております。

熊本県内の考古学資料で国の重要文化財として指定を受けているのは、今回を含めてわずか５例でございます。また、出土した遺跡が国の史跡であり、さらにその出土品が国の重要文化財として指定を受け、現地で展示されているのは、県内でこの方保田東原遺跡だけでございます。

このことは、方保田東原遺跡の重要性を示しているだけでなく、山鹿市民にとっても誇りになるものではないでしょうか。今回の重要文化財の指定は、国が認めた市民の宝がふえたという事実とともに、山鹿市民として誇れるものがふえたと位置づけられるものと思います。ひいては、こうした山鹿の宝、誇りは、山鹿市全体の魅力を向上させ、文化財・観光資源として交流人口の増加など波及効果も期待できるものと考えております。

今後は、こうした効果をより着実に具体化するために、山鹿市立博物館及び出土文化財管理センターでの展示を行うとともに、さまざまな方法での情報発信により、多くの方々にこの出土品や遺跡を通して、山鹿の魅力に触れていただきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

方保田東原遺跡について、３回目の質問をさせていただきます。

東原遺跡は、先ほどお話がありました多目的広場、それから芝生広場等については、地域の皆さん方のウォーキングなりグラウンドゴルフなど、憩いの広場となって、しっかり活用されているところであります。今回、重要文化財の指定になります。また、山鹿の日本遺産もひっくるめて、話題になることは事実であると思いますし、来訪者も増加が見込まれるだろうと。しかし、これは見込まれるよりも増加をしていただくための戦略を組まないかんと。やっぱり来てもらわないかんという受け皿態勢をする必要があるだろうというような気がするわけでありますけれども。ただ一つだけ、お客さんが来たときに、非常に環境整備の中で私が懸念しますのは、

トイレと水道が全く出土センターの２階まで上がらにゃいかんとか、簡易トイレのもう入りたくないようなトイレとか、そういうやつでありますので、その辺をしっかり、やっぱり整備していかないかんとかなという気がしますが、その辺の方向性についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の３回目のご質問、方保田東原遺跡におけるトイレ等の整備についてお答えいたします。

地域の方々からご要望いただいておりますトイレ等の整備につきましては、早急な対応は難しいというのが率直な回答でございます。

設置を望まれている場所は、国の史跡として指定されており、厳しい開発制限がかけられております。史跡において工事等を行う場合は、文化財保護法に基づく幾つもの条件をクリアした上で、事前に文化庁長官の許可を受ける必要がございます。そのためには、まず遺跡の全体整備計画の策定も求められているところです。

現在、遺跡で出土文化財センターのトイレも利用できますし、屋外にも簡易トイレを２つ設置し、外来のお客様への対応をいたしております。今後は全体的な整備計画の策定も視野に入れ、文化財保護法に準拠しながらも、保存と利活用の両面において方保田東原遺跡を地域の活性化に生かせる整備に努めてまいります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

東原遺跡、４回目の質問をいたします。

市長のお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど環境整備の話をしました。トイレの話もしましたけど、非常に事業的に難しいというお答えであります。それは確かに難しいと思いますけれども、それをどうするかという戦略を少し考えていただきたいなという気がします。と申しますのは、先ほど言いました日本遺産の指定、それから今回の文化財の指定、地方創生の中で来客、観光客をふやすという戦略の１つに、どうしてもはめていただきたいし、はめないかんだろうと。そのための非常に貴重な遺産だという理解をするわけであります。

例えば、先ほど出土品センターの中に展示場をつくるとかいう表現がありましたけれども、博物館とか、後ほどまた立山議員も質問するようでありますけれども、そういった展示場所等も極端に言うならば、東原の玄関につくっていただければどうかなと。そういう条件整備をしながら、それに水洗を併設するとか、そういう考えもあるのではないかということであります。

それから、特に先ほど申し上げました、今の公園の芝刈りにしてもしかり、運動場の草取りにしてもしかり、地域の耕作にしてもしかり、全部地域の皆さん方がボランティアプラスアルファで頑張っていただいております。しかし、その人たちがぜひともというご意見が出ているわけでありまして、ぜひともその辺は方法を考えるなりして、もうだめなんですよと、事業計画を組まにゃでけんとばいたということじゃなくて、そこら辺のお考えを少し市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問にお答えいたします。

日ごろより方保田東原遺跡の維持管理につきましては、地域の皆様に多大なご支援とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

また、このたび952点に上る出土品が、国の重要文化財として指定を受けることになり、山鹿の宝、そして国の宝としてお墨つきをいただきましたことに、大変な喜びを感じているところでございます。これを契機として、広く内外に情報を発信し、多くの皆様に方保田東原遺跡においでいただけるよう活用方法を検討していかねばならないと考えております。

一方で、このすばらしい山鹿の宝を大切に守り、次代にしっかりとつないでいくことも私たちの重大な役割であると思っております。

今後は、市民の皆様方のご意見や要望、専門家の知見をいただきながら、その保存と活用について両立できるような環境整備を、国と協議しながら進めてまいりたいと思います。地域のさらなるご協力を今後ともよろしくお願いするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ありがとうございました。

東原遺跡は、吉野ヶ里以上の遺跡だという評判を出してますけれども、それがやっぱり山鹿のために、地域のためになるような戦略、整備をぜひともお願いしたいと思います。

では、３点目の農業後継者対策についてをお伺いをいたします。

皆さんご案内のとおりに、農業、農家、農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にあります。国の施策もころころ変わってくるわけでありますし、農業委員会の問題、それから転作の問題変わってきますけれども、そういう厳しい状況下にあります。

山鹿市においても農業、すなわち農地、農家を守るためには、どうしても農地の集積も大事でありますけれども、農業に携わる人を確保するというのが一番大事なことだと思います。農業後継者と表現をしました。農業後継者というのは、親元就農、極端に言いますと、子供たちが後を継いでくれるとか、集落の中で誰かが継ぐとかいう表現に当たるわけでありますけれども、特に親元就農については、補助金も何もなかという状況であります。この辺は今から補助、支援等についてもお願いしていきたいと思います。

先ほど言いましたように、農業を後継する人を確保する方法の中に、後継者もそうでありますけども、２つだけちょっとお尋ねをしたいと思います。

担い手対策の事業、今いろんな施策をして担い手をふやしています。新規就農もしかり、新しく来られる人たちもそうでありますけども、そういった担い手の事業についてどういうものがあって、どういうことをやっているのか。

もう一つ、これは国の制度であります。一部山鹿でも行ったことがあると思いますけれども、農業経営継承事業というのがあります。その継承事業についてどういう事業なのかを、この２点をお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問、農業後継者についてお答えいたします。

１点目の担い手対策につきましては、本市の農業振興を図る上で最も重要な課題の一つと捉え、さまざまな支援事業を推進しております。

その主なものとして、まず認定農業者等に対しましては、機械導入や施設整備を支援する経営体育成支援事業、集落営農組織や法人に対しましては、機械導入等を支援する集落営農組織育成支援事業や設立時及びその後の運営を支援する地域営農

組織法人化推進事業などでございます。

また、新規就農者に対しましては、45歳未満の独立した認定新規就農者を支援する新規就農総合支援事業や新たな作物の栽培や商品開発等を支援するがんばる農林業チャレンジ支援事業などを取り組んでおります。

次に、２点目の農業経営継承事業につきましては、議員お話がありましたように、国による就農に向けた支援策の１つで、後継者のいない農業経営者、いわゆる移譲希望者が新規就農の継承希望者に対し、スムーズに経営の移譲継承ができるよう支援する事業でございます。

支援内容としましては、継承希望者が参加するセミナー受講料などの研修費や雇用保険料及び移譲希望者による継承希望者への指導研修費などでございます。

事業参加に当たる移譲希望者の要件としましては、後継者がおらず、今後５年以内に経営の一部、または全部を中止し、農業経営資産を第三者である継承希望者に移譲する意向があること、経営状況を積極的に開示する意思があること、雇用契約を締結することなどがございます。

また、継承希望者の要件としましては、みずから農業経営を行っていない原則45歳未満の方で、経営者として就農に意欲を持ち、農業経営を継承し営農する地域において意欲ある農業者となること、移譲希望者の親族でないことなどでございます。

継承に当たっては、熊本県では農業会議が相談窓口となり助成の申請を受付、市、農業委員会、ＪＡ及び県農業普及振興課などがチームを組んでコーディネートを行うこととなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

後継者対策について、２回目の質問をします。

先ほどの質問の中で、農業経営継承事業の説明をいただきました。もう少し何か具体的に戦略とか取り組みがありましたら、補足でもいいですから、ご説明いただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問、農業後継者対策についての２回目、農業経営継承事業の現

状と取り組みについてお答えいたします。

本事業につきましては、山鹿市では７年前に市内の果樹農家と福岡県の新規就農者で行われた事例がございました。

本事業は、移譲を希望する農家と継承を希望する新規就農者が、タイミングよくマッチングできるかがポイントとなります。担い手の育成確保の１つとして有効な手段であると考えますので、今後、移譲継承についての希望調査・実態調査等を行い、ニーズがある場合は関係機関と連携し、事業推進を図ってまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

どうもありがとうございました。

後継者対策について、３回目の質問を行います。

市長にお伺いをしたいと思います。

先ほどの農業経営継承事業について報告がありましたけれども、今後の山鹿の農地、農業、農村を守るためにも非常に大事な魅力ある事業だと理解をします。ぜひ内容等をしっかり調査をし、特に移譲者の希望の実態調査等を含めて、どれくらい移譲したいのかというような現実を調査をしながら、今後そういう形の中で農業を担ってくれる人をふやすという戦略には一番いい戦略かなと思います。このことにつきまして、市長のお考えを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の一般質問、農業経営継承事業に対する取り組みについての私の思いをお答えいたします。

ただいま経済部長が申し上げましたとおり、担い手の育成確保の１つとして、農業経営継承事業は有効な手段であると思います。実態調査を踏まえ、農業経営継承事業に取り組みたいと考えられる農家の方がおいでになるなら、市としましても関係機関と連携し、積極的な支援をしていきたいと考えております。今後、農業経営継承事業に取り組むためには、農業者の理解を得るとともに継承を希望する新規就農者がいらっしゃることが前提となりますので、本市に設置している就農支援セン

ターを中心に相談支援を行い、一人でも多くの山鹿で頑張りたいという農業担い手を育て、第１の柱である人をつくる、そして第２の柱である経済をつくるにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

農業戦略について、いろいろお尋ねをしました。６次産業の問題もあります。土地の集積の話もありますけれども、山鹿市の農業の戦略、こういうことをしたいという戦略を組んで実行に移すときに、山鹿市だけじゃなくて、県も、生産団体も、流通も、みんなをひっくるめたプロジェクト、戦略集団を立ち上げてでもやっていく必要があるのかなという理解をします。先ほども関係部署のいろいろありました、農業委員会、それからＪＡ、生産農家、流通に携わる人、そこら辺を一つに集めて、戦略的に１つのテーマに絞って、戦略を組んでいけるようなプロジェクトチームができればなと思います。その辺をしっかりお考えいただきまして、今後の山鹿市農業戦略を進めていただきたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、永田　紘二君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

私は、市民の皆さんの暮らしの願いを実現するため、市民を代表して一般質問を行います。

きょうは、３項目について質問を行います。１つ目は財政調整基金について、２

つ目は国民健康保険の都道府県化について、３つ目は住宅リフォーム助成制度についてです。一問一答でお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

６月議会に当たり、中嶋市長は市政運営方針で、仕事をつくり、経済を活性化させるとともに、人を呼び込み、子育て支援を充実させることで住みやすい環境をつくり、地域活性化につなげると述べられました。地域の活性化のためには、市民の暮らしを豊かにすること、高齢者の皆さんが安心して暮らせること、子育て支援を充実させ、若い世代が住み続けられるまちづくりを進めることが必要です。

ところが、今の市民の暮らしはどうでしょうか。１人当たりの市民所得は209万円、県平均よりも低く、横ばい状態が続いています。国の社会保障切り捨て政策の中で、安心して介護サービスを受けられない、国保税が高くて払えないとの悲鳴が上がっています。自治体の役割は住民の福祉の増進です。市民の暮らしを守ることが一番の仕事です。

１月の市会議員選挙で、私は山鹿市に自由に何にでも使える財政調整基金が平成27年度で68億円、特別基金を合わせると137億円もの基金が積み立てられていることを指摘し、積み立てるお金があるならば、厳しい暮らしを強いられている市民の暮らしの応援にこそ、税金は使うべきだと訴えました。市民の皆さんからは驚きの声とともに、私たちの訴えに多くの共感が寄せられました。私は山鹿市の財政調整基金は、他の市と比べても多額であると思います。本来、市民のために使われるはずの税金が基金に積み立てられ、その一方で財政が厳しいからと国保税や介護保険料の増税と負担増を進めてきた山鹿市の姿勢は疑問です。積み立てるお金があるのならば、市民の税金ですから、市民の暮らしを応援するためにこそ活用すべきだと考えます。

そこで、伺います。山鹿市の平成27年度決算では、財政調整基金に68億円積み立てられています。この財政調整基金への積み立ての目的は何なのか、まず初めにお聞きします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の一般質問、財政調整基金についてに係る基金の設置目的につきましてお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、地方財政法第４条の３の規定により、災害により生じた経費の財源その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場

合など、年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するため、設置・保有しているものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市の財政調整基金条例を調べてみますと、答弁でもありましたように、災害により生じた経費の財源や経済事情の変動による財源不足への対応などが述べられています。

私は基金の積み立ては悪いことではないと思いますが、今回問題にしたいのは、その積立額が適正・妥当なのかという点です。一般的に、財政調整基金は標準財政規模の10％が適正とされています。山鹿市の平成27年度決算カードを見ますと、標準財政規模は179億969万9000円です。この標準財政規模の10％とすれば、山鹿市の財政調整基金の適正規模は約18億円です。この基準に照らすならば、68億円の財政調整基金への積み立ては、市民の税金を50億円も余分に積み立てているということになります。

この４年間で、山鹿市は、国民健康保険税の増税や介護保険料の引き上げを市民に押しつけてきました。増税と負担増を決めた理由は、山鹿市の財政が厳しいからというものです。財政が厳しいといいながら、この４年間だけでも約17億円も基金を積み立てています。市民の納めた税金は、市民の暮らしの応援にこそ使うべきです。

そこで、伺います。私は山鹿市の68億円に上る財政調整基金への積み立ては、必要以上の積立額だと思います。なぜこれだけの基金が必要なのでしょうか。山鹿市には、積み立てる際の基準はあるのでしょうか。今後の財政調整基金の積み立てについて、市としての計画があるのでしょうか。執行部の見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の２回目のご質問、財政調整基金の今後の積み立て・取り崩しの計画についてでございますが、先ほどの設置目的を踏まえた年度間の財源調整を行うため、積み立て及び取り崩しを行うことといたしております。

積み立てにつきましては、基本的に普通財産等の売却収入、公営企業貸付金の元

利収入及び決算剰余金を積み立てることといたしております。

取り崩しにつきましては、本市の主要な財源であります普通交付税の合併算定特例期間が平成31年度をもって終了することにより、平成32年度以降地方交付税の大幅な減少が見込まれること、加えて人口減少による市税、地方交付税等の減少や高齢化の進行による扶助費の増加も見込まれることなどから、歳入歳出改革に努めつつも、持続可能な財政運営を図るため、財源不足等の状況に応じまして、必要な額の取り崩しを行うことといたしております。

先ほど議員が基準について述べられましたけども、この財政調整基金の保有額には、一定の基準が設けられているわけではございません。本市の目安といたしましては、社会資本整備計画等を考慮した年度間の財源調整や昨年発生しました熊本地震を初め、集中豪雨や台風といった大規模災害等に迅速に対応し、支障なく財政運営を図るために、必要な一定額を保有するものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今の執行部の積み立てへの回答では、普通財産等の売却収入や公営企業貸付金の元利収入及び決算剰余金を積み立てることにしている。また、保有額の目安については、支障なく行政運営を図るために必要な一定額を確保するというだけで、将来的に５年後、10年後まで、どれだけの積立額が山鹿市として必要なのか、目安も基準も何も示されませんでした。決算剰余金を積み立てると言いますが、これは市民の納めた税金を、市民のために使わず残したお金です。一定額を確保すると言いながら、基準も持たず、ためるだけためるという無計画なものではないでしょうか。市民の納得が得られるとは思いません。山鹿市は、しっかりと基金の積み立てについても説明責任を果たすべきです。

何度も申しますが、本来、市民の納めた税金は、市民の暮らし、福祉、子育て支援の充実にこそ優先して使うべきではないでしょうか。

皆さんは御存じでしょうか。最近、総務省は基金の規模について、確実かつ効率的運用を行うとともに、優先的に取り組む事業があるならば、そういった事業への活用を図ること、基金に積み立てる場合には、議会、住民への説明責任を果たすことを全国都道府県財政課長等会議の中で強調しています。私は、財政調整基金の積み立てについて、市民への説明責任を果たすべきだと考えますが、執行部の見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の３回目のご質問、財政調整基金の積み立てに当たって、市民への説明責任を果たすことについてでございますが、本市におきましては、決算認定及びその附属資料において基金の状況を報告いたしております。また、山鹿市財政状況の公表に関する条例に基づきまして、年３回、上半期、下半期の財政状況及び決算につきまして、広報やまがにより、住民の負担の状況や基金、地方債等の現在高について公表しているところでございます。

今後も引き続き、規律ある財政運営に心がけるとともに、将来世代への負担軽減、不安感の解消を図るため、財政状況のわかりやすい公表に努めるなど、市民への説明責任を果たしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁がありました。財政状況など広報に載っているものです。私は今、山鹿市の市民への説明はまだ不足していると思います。広報やまがで財政状況を知らせるのは当然のことです。しかし、どうでしょうか。支障なく行政運営を図るために必要な一定額の基準や将来的な山鹿市の計画は何ら明らかにされていないではありませんか。もっとわかりやすく、市民と議会へ説明することを求めておきます。

それでは、市長にお伺いします。

３月議会では、執行部として、今、市民の暮らしが大変厳しくなっていることをお認めになりました。私は、基金に積み立てる予算があるのなら、市民の暮らしの応援や負担の軽減にこそ振り向けるべきだと思います。それが、市長が市政運営方針で述べられた、経済を活性化されるとともに、人を呼び込み、子育て支援を充実させることで、住みやすい環境をつくり、地域活性化につなげることだと思います。

今、総務省でさえ、基金の運用について、優先的に取り組む事業があるならば、そういった事業への活用を図ることを、先ほども申しましたが、全国都道府県財政課長会議の中で強調しています。

私は山鹿市が優先的に取り組む課題は、福祉、子育て、教育の充実だと考えます。国保税の１世帯２万円の引き下げに必要な予算は２億円です。また、子育て支援と

して全国で広がっている学校給食費の無料化は、３月でお答えいただきましたが１億8000万円でできます。積み立てた基金も活用して、今こそ市民の応援のために国保税の引き下げ、学校給食費の無料化、実施することを求めますが、市長の見解を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、財政調整基金を活用した市民の負担軽減、暮らし応援への取り組みについてお答えいたします。

先ほど、総務部長が説明いたしましたとおり、財政調整基金につきましては年度間の財源調整を目的として設置しているところでございます。

ご提案の市民の負担軽減、暮らし応援に係る取り組みについても、しっかり検討すべきものと認識しておりますが、財政調整基金の規模に応じて、ある特定の施策に取り組むということではなく、全ての施策について検討・見きわめを行い選定した上で、結果、財源不足が生じる場合に法律及び条例の規定に基づき、基金の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

財政調整基金については、国（総務省）も確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努められたいと述べています。市長は年度間の財源調整を目的として設置しているから、ある特定の施策に取り組むことはできないとの答弁でしたが、この財政調整基金は工夫をすれば福祉、暮らしの向上に役立てることができるものです。

市民の暮らし、福祉の応援、充実が、自治体の一番の仕事です。私は基金も活用して、国保や介護保険の負担軽減、学校給食費の無料化など、子育て支援の充実を行うことを強く求めておきます。

次に、国民健康保険の都道府県化について質問します。

私は３月議会でもこの問題を取り上げました。市民の暮らしにとって大変重要な課題ですので、今回も取り上げます。

来年度から都道府県化に移行しますが、今、懸念をしているのは新しい制度にな

るときに、現在の山鹿市の保険税率が引き上げられ、さらなる市民への負担増が行われるのではないかということです。来年の都道府県化に向けて、既に全国各地で標準保険税率が示されていますが、熊本県、そして山鹿市の保険税率がどうなるかは、いまだに公表されていません。実際、今、どういった検討が行われているのでしょうか。来年度からの山鹿市の国保税率はどうなるのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

芋生議員の一般質問にお答えいたします。

平成30年度からの国保の都道府県化につきましては、現在、熊本県と市町村で構成する国保連携会議やその専門部会において準備作業を進めております。

熊本県におきましては、市町村間で医療費水準に大きな差があるため、当分の間、市町村ごとに異なる標準保険税率の設定が決定いたしております。

平成30年度における市町村が県に納めます納付金の額及び標準保険税率は、最終的には来年１月に示される予定となっております。したがいまして、現段階では山鹿市の保険税率がどのようになるかはお示しできる状況ではございません。

ただし、保険税率の決定は、市民生活に大きな影響がありますので、標準保険税率が示される前の可能な限り早い段階で、これまでの分析ですとか、見込みの試算を行いまして、山鹿市国保運営協議会における議論を深めてまいりたいと考えております。そのための県との情報交換も鋭意進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

平成30年度における市町村が県に納める納付金の額や標準保険税率は、最終的に来年１月に示される予定で、現段階での山鹿市の国保税率がどうなるかは示すことができないとの答弁でした。私は大変無責任な態度だと思います。

来年の３月議会には、新たな保険税率をもとに予算が提案されるはずです。これで十分な審議ができるでしょうか。もっと早く県に対して公表を求めるべきです。

我が党、日本共産党の梅村　さえこ衆議院議員が５月30日、衆院総務委員会に質問の中で、既に都道府県化に移管後の国保税について、国の計算式に基づく試算を行った埼玉県では、年約13万円から17万円へと保険税が２倍に引き上がる市町村も

あることが示されました。埼玉県の昨年12月の試算では、県平均で３割増しになると公表されています。今でも高過ぎて払えない国保税が、さらに増税されることになれば、ますます市民の暮らしは厳しいものとなります。私は絶対に増税をすべきでないと考えますが、もしも都道府県化で市民負担がふえる試算となった場合の山鹿市の対応をお聞きします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

市民の負担がふえる試算となった場合の対応でございます。

まず、県が示す標準保険税率は、市町村ごとに異なるものの、税の算定方式は県内で統一することとなっております。統一される算定方式は、従来の山鹿市の算定方式とは一部異なるため、税額の変動幅は全ての世帯で一律ではなく、世帯の人数や所得区分により異なることが予測されます。

試算の結果、特に急激な負担増となる世帯層が出てくる場合には、負担軽減策の検討が必要と考えております。

負担軽減策の検討に当たりましては、負担と給付の公平性を担保しながら、国保特別会計の財政調整基金の活用などを視野に入れ、総合的に判断をしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市としては、試算の結果、特に急激な負担増となる世帯層が出てくる場合には、負担軽減策を検討するとのことでした。そもそも保険税を引き上げてはいけません。そんな姿勢で、市民の暮らしを守ることができるでしょうか。私は、山鹿市が絶対に保険税額は上げないという立場に立つことを求めます。

引き続き、今も一般会計から繰り入れをしていただいています。一般会計からの引き続きの繰り入れを継続し、負担軽減を図るべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回の都道府県化という制度改革については、国保という国民皆保険制度を守り、持続させていくという国の強い決意のもとで、現行の国保が抱える課題を解決していくための大きな第一歩であると理解しております。

国保世帯は、非正規労働の方や無職の方、高齢者などが多く、生活や健康の面での不安を抱えておられる方が多いこと、そんな中で国保税の負担を重く感じられておられることも十分認識をいたしております。国保を運営する立場として、可能な限り、必要な医療は手厚く、負担は軽くしていきたいと願うところでございます。

今後、負担がより重くなる世帯への負担軽減策については、しっかり検討を重ねてまいります。その財源としては、第一義的には国保が保有しております財政調整基金の活用と考えます。

また、議員お尋ねの一般会計からの繰入金の継続拡大につきましては、さまざまな条件を勘案しつつ、慎重に判断していきたいと考えます。市民の生活を守り、安心を支える医療の提供は、引き続き市の責務として取り組んでまいります。

一方で、市民一人一人が健康で長生きをしていただくための施策にも力を入れて、結果として医療費が抑えられることによる国保税負担の軽減にもつなげてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ただいま市長は今回の国保の都道府県化について、国保が抱える課題を解決していくための大きな一歩になるとの認識を示されました。とんでもないことです。

国民健康保険制度は社会保障であり、国の手厚い支援がなければ成り立たない制度です。国保の財政運営が厳しくなった一番の要因は、国保への国庫負担の割合がどんどん減らされてきたからです。国の国庫負担の割合を引き上げていかなければ、幾ら都道府県化をしても課題の解決にはなりません。

今、市長がなすべきことは、国に対して国庫負担の割合を元に戻すよう求めることです。そして、都道府県化になっても、市町村の国保運営の責任はこれまでと変わらないのですから、市民の負担を軽減するため、引き続き一般会計からの繰り入れを継続することが必要です。

今でも努力して、市民の負担を抑えるために、山鹿市は多くの一般会計からの繰り入れを行っているのですから、その努力を継続していこうではありませんか。私

は一般会計からの繰り入れを継続し、絶対に国保税を上げない、むしろ引き下げることを求めて、次の質問に移ります。

次に、住宅リフォーム助成制度の復活を求めて質問します。

山鹿市では、平成23年度から平成27年度までの５年間、地元業者の仕事確保と住環境改善のため、住宅リフォーム助成制度を実施してきました。まず、なぜ廃止することになったのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の一般質問、住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、市民の生活環境の向上及び定住促進、地域経済の活性化に寄与することを目的に、既存住宅を市内の住宅リフォーム登録業者を利用してリフォームを行う場合に、その費用の一部を助成する制度でした。

補助の金額は、総額が50万円以上の工事を対象として10分の１で限度額が20万円、ただし65歳以上の高齢者が居住されている場合は、30万円までの補助としておりました。また、事業年度は、先ほどおっしゃいましたとおり、平成23年度から平成27年度までの５年間実施をいたしました。

お尋ねのなぜ廃止したのかにつきましては、緊急経済対策、雇用対策として、一応の成果が上がったものと判断しましたので、当初の計画のとおり、平成27年度までで廃止としたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

次に、５年間の利用実績、住宅リフォーム助成制度による経済効果について、市の見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の２回目のご質問、利用件数や経済効果についてお答えいたします。

この事業の制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、定住促進のほか

に、地域経済の活性化に寄与することも目的といたしておりました。市民の住宅への投資意欲を高めることで、住宅関連産業の振興を図り、経済波及効果と雇用機会の拡大を目指す短期的な制度として実施したところでございます。

利用件数は、実施しました５年間で98軒、助成額1670万円となっております。事業費の10％の助成でありますので、事業費を単純に計算しますと１億7000万円以上の経済効果があったものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

一般的に築30年でリフォームが必要になると言われていますが、山鹿市では30年経過した住宅は何軒に上るのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の３回目のご質問、山鹿市では30年経過した住宅は何軒あるのかについてお答えいたします。

課税台帳によりますと、専用住宅は山鹿市全域で約２万軒ありまして、そのうち約67％に当たります約１万3500軒が建築後30年以上経過をしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

これまでの答弁で廃止した理由は、緊急経済対策、雇用対策として一定の成果が上がったと判断したからとのことでした。また、この５年間の利用件数は98件で、助成額は1670万円。事業費の10％補助なので、総事業費は１億7000万円に上ったとのことでした。経済効果は10倍以上となります。もともと住宅リフォーム助成制度は、地元業者の仕事興しのために全国に広がりましたが、もう一つ大きな目的は、市民の住環境、生活環境の改善を進めることでした。

一般的に築30年でリフォームが必要になると言われていますが、山鹿市では建築後30年以上を経過した住宅が１万3500軒となっています。熊本地震を受け、耐震化

も兼ねたリフォームをしたいとの声が広がっています。廃止された制度では、昭和56年以前の建築物が対象になっていましたが、お隣、菊池市などは市内にある個人所有の住宅ならば、全て対象としています。市民のリフォームをしたい、でも費用が大変、その声に応えるためにも、地元業者の仕事興しのためにも、以前の制度よりも使い勝手のいい住宅リフォーム助成制度として復活させるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員の４回目の質問、住宅リフォーム助成制度の復活についてお答えいたします。

先ほど部長が答弁いたしましたとおり、住宅リフォーム助成事業につきましては、緊急経済対策、雇用対策としての一応の成果も上がり、この事業で掲げておりました目的は達成したものと判断いたし、制度の廃止に至ったものでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

熊本地震を受け、今こそ耐震化も兼ねた住宅リフォーム助成制度の復活が市民から望まれています。

先ほどもお話をしましたように、築30年以上経過した住宅は１万3500軒となっています。市長は市政運営方針の中で、国、地方を通じた厳しい財政状況の中にあっても、行政には地域に活力を与え、住民の生活の豊かさや満足度を最大化する責務があります。住みやすい環境をつくり、地域活性化につなげますと述べられました。市民の住環境、生活環境の改善、地元業者の仕事興しのためにも、ぜひ制度の復活を求めまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生　よしや君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時55分　散会

～～～

６月２日（金曜日）

平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成29年６月２日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）公用車の管理とドライブレコーダー設置について

（２）就学援助について

（３）高齢者の免許証返納と安全対策について

２．勢田　昭一

一般質問

（１）菊鹿ワイナリーの進捗状況と今後の作付計画について

（２）新シルク工場と桑園の作付計画について

（３）地元高校への進学率と中高連携について

３．有働　辰喜

一般質問

（１）各小学校のスクールバス運行実態について

①便数、最終出発時間（鹿北小・菊鹿小・山鹿小・めのだけ小）

②夏休みのプール対応運行の計画と過去の対応（鹿北小・菊鹿小・山鹿小）

③運行中止の判断について（４月17日の対応）と今後の対応

④安全装置（ドライブレコーダー、ＡＳＶ装置）等の設置状況

（２）めのだけ小学校運動会の駐車場確保について

（３）小学校スクールバス運行管理業務委託入札について

①入札実施時期について

②めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札について

４．立山　大二朗

一般質問

（１）日本遺産認定の活用策と博物館等の整備について

（２）動物の終生・適正飼育の支援制度について

（３）本年度の有害鳥獣対策事業について

（４）山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業の進捗について
（５）公共サイン整備事業について
（６）観光と市民生活向上のための道路整備について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山　大二朗　君
２番	小川　榮二　君
３番	芋生　よしや　君
４番	勢田　昭一　君
５番	有働　辰喜　君
６番	服部　香代　君
７番	冨田　弘海　君
８番	永田　健　君
９番	冨丸　洋一郎　君
10番	藤本　峰秀　君
11番	北原　昭三　君
12番	芹川　正美　君
13番	藤原　豊　君
14番	平井　邦廣　君
15番	吉本　政幸　君
16番	池田　誠一　君
17番	堀　茂幸　君
18番	永田　紘二　君
19番	横手　啓介　君
20番	寺崎　勇児　君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋　憲正　君
副市長	池田　永実　君
教育長	堀田　浩一郎　君
総務部長	幸村　英星　君

消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
経済部次長	木下　実君
教育部首席教育審議員	田上明利君
防災監理課長兼監理契約係長	木村隆男君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
環境課長	古江光拡君
福祉援護課長	脇山義文君
都市計画課長	竹下健一君
教育総務課長	瀬口慎哉君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

おはようございます。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。発言通告に従いまして、一問一答にて今回３件の質問をいたします。

市民の皆様の声、そして以前質問しました項目の再確認を行います。よろしくお願いをいたします。

まず１件目、公用車の管理とドライブレコーダーの設置についてでございますけども、まず公用車の管理についてお伺いをいたします。山鹿市でも公用車として車を使用されております。それは、移動・輸送手段としての車両が大半でございます。公用車両は当然、必要不可欠なものであると考えております。しかし、多くの台数を所有すれば、当然、経費もかかります。車両を有効に活用することが重要と思われます。

私は、平成20年９月定例会一般質問におきまして、公用車の管理について質問をいたしております。当時の公用車の配置台数、消防積載車を除く総数といたしまして203台とお聞きをいたしております。また、環境面を考慮したハイブリッド低公害車の導入状況を確認をさせていただきました。当時の答弁では、ハイブリッド車等の低公害車につきましては、現在２台の車両を保有しており、今後の導入に当たりましては、ハイブリッド車、低公害車等の購入を検討してまいりたいと考えていますとの答弁でございました。

それでは、質問をいたします。現在の公用車の総台数と普通車・軽自動車の割合、並びにハイブリッド（低燃費車）は何台ありますでしょうか。また、年間の維持管理費についての額についてもお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の一般質問、公用車の管理とドライブレコーダーの設置についてお答えをいたします。

ご質問の１点目、公用車の保有台数につきましては、本年５月末現在で総数は210台であります。内訳といたしまして、バス及び特殊車両等を除いた一般車が149台、一般車のうち普通車が57台の38％、軽自動車が92台の62％であります。また、ハイブリッド車につきましては４台配置いたしております。

ご質問の２点目、年間の維持管理費につきましては、平成29年度の予算計上額で申し上げますと、総額で4733万5000円であります。内訳といたしまして、車検費用1070万8000円、修繕代837万3000円、燃料代1937万4000円、自賠責保険料241万8000円、重量税226万1000円、共済分担金420万1000円となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁、ありがとうございました。

前回の答弁におきましては、今後の導入に当たりましては、ハイブリッド車、低燃費車等の購入を検討してまいりたいというふうなことでございましたけども、先ほどの答弁では４台ということで、このハイブリッド車の台数が思ったよりふえていないようなことを感じたわけでございます。

また、所有する車の台数も若干ふえてはおりますけども、状況の変化もあり、単にこの比較はできないかもしれませんけども、平成20年度維持管理費の予算と比較した場合、平成29年度の維持管理費の予算額は約2000万円ほど多くなっているかと思います。

それでは、２回目の質問に入ります。車両管理につきましては、台数を削減する努力と費用の削減に取り組むことが必要です。事務事業ごとに利用する業務の実態を踏まえ、使用頻度の低い公用車につきましては、利用を統合するなどの取り組みが行われていると思います。これは余談でございますけれども、最近は自主財源確保の一環として、公用車の車体に掲載する有料広告を募集する自治体もふえております。民間とのカーシェアリングを実施している自治体もございます。山鹿市は、経済性の面から購入方式を採用されておりますけども、リース化について話をさせていただきます。

公用車のリース化を進めている自治体があり、更新時期を迎える車両から順次リースに切りかえているとのことです。車両を保有しないことで、車検費用、重量税、定期点検費用などの維持費など、５年間で約30％の費用削減が見込めるとのことです。ある調査によりますと、車を100台以上保有する法人では、カーリース利用率が75％と非常に高くなっているそうです。車は購入しますと、固定資産として資産計上する必要があります。現金（流動資産）の減少、借入金の増加など、財政化率を悪化させてしまいます。リースを利用すれば、こういった事態を避けられ、対外的な信用力を保持することができます。また、リース料は一定ですから、車にかかるコストの把握が容易となります。ひいては、キャッシュフロー（現金の収支状況の把握）が見通しやすくなり、その分、事業計画や予算を立てやすくなると思います。

それでは、ここで２点について質問をいたします。

まず１点目、公用車の耐用年数は何年ぐらいと考えていらっしゃいますでしょうか。

２点目、経費削減等についてどのような取り組みをされていますか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の２回目のご質問の１点目、公用車の耐用年数につきましては、以前はおおよそ10年、走行距離10万キロメートルを目安としておりましたが、近年の車両は性能的にも向上し、使用期間も長期化しております。また、老朽の度合いは、道路状況等の走行条件にも大きく左右されることから、安全性の確保を第一に、適正な更新時期を見きわめながら買いかえ等を行っている状況でございます。

次に、ご質問の２点目、経費削減等への取り組みにつきましては、燃費等に悪影響を及ぼす急発進・急加速などの運転を避け、車や環境に優しい運転に心がけることはもちろんでございますが、１年ごとの定期点検を確実に実施し、安全性の向上のみならず、公用車の長寿命化に努めているところでございます。また、購入時におきましては、主として市内において利用する車両は、機動性と燃費効率の高い軽自動車とするなど、使用目的を考慮しながらコスト削減にも取り組んでいるところでございます。

なお、ただいまご提言のございましたカーリースにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

今後もさらに使用目的を考慮しながら、先ほど部長からもおっしゃいましたように、リース化を含めたコスト削減に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３回目、公用車にドライブレコーダーの設置についてお聞きをいたします。議会定例会等におきまして、山鹿市も公用車で業務上での運転事故の話がございます。現在のところ、相手側とのトラブルもなく処理されておりますけども、今後、判定しにくい対物事故、人身事故等の発生も考えられます。

他自治体におきましては、公用車にドライブレコーダーの設置が進んでおります。多くの方が御存じだと思いますけども、ドライブレコーダーは車載型の映像記録装置であり、主に走行中の画像データを記録するために設置され、これまでは警察車両や事業用のトラック、タクシーなどに設置されていましたけども、近年、低価格や設置のしやすさなどから、一般の乗用車にも普及が進んでおります。つまり、移動中もしくは停車中の車内から前方映像を記録できるドライブレコーダーを公用車に設置すれば、移動可能な街頭防犯カメラとして非常に有効であり、単純に走行しながら人間の目だけでパトロールするよりも、走行しながら映像を記録しているほうが、犯罪者の心理に強い影響を与えることになり、従来に比べて強力な犯罪抑止効果が期待できるのではないかと考えております。

ドライブレコーダー本体の性能にもよりますけども、１台およそ１万円から２万円ほどで設置が可能で費用対効果も高く、設置が進む理由の一つであると考えます。どれくらいの情報が記録できるかという点では、情報記録用のメディアに32ギガバイトのＳＤカードを使用すると仮定した場合、連続で16時間から９時間の映像を記録することができることから、事件・事故が発生した場合の警察による情報照会には十分対応できるのではないでしょうか。

市民の皆さんには、余り知られないと思いますけれども、山鹿市を走行するドライブレコーダーを設置したタクシーは、無線つきの街頭防犯カメラという犯罪抑止効果を既に持っており、広く市民に周知を図ることができれば、さらなる犯罪抑止効果と体感治安の向上が期待でき、さらに他のバス会社などの公共交通機関や運送事業者などを加え、新たに公用車へドライブレコーダーを設置した、山鹿市を含め

た協定を結ぶことができれば、大きな相乗効果が期待できるものと考えます。

こうした点を踏まえまして、２点について質問をいたします。

まず１点目、犯罪の抑止力、事故処理の適正化に効果のあるドライブレコーダーを公用車に設置についてのお考えをお伺いをいたします。

２点目、ドライブレコーダーが設置されている車両を運行しているさまざまな事業者や山鹿市が、山鹿警察署に情報提供を行う新たな協定を締結してはどうでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の３回目のご質問の１点目、公用車へのドライブレコーダーの設置についてでございますが、本市におきましては、現時点では救急車等一部の緊急車両に設置している状況でございます。ドライブレコーダーの設置により、事故が発生した場合の責任の明確化や処理の迅速化が図られること、職員の安全運転に対する意識の向上が期待できることなどから、近年、自治体での導入も増加傾向にあります。

また、ご質問の２点目でございますが、議員ご指摘のとおり、最近はドライブレコーダーで録画された画像データを、協定を締結している警察署へ提供し、事件・事故の早期解決に活用する取り組みも行われております。

このような状況を踏まえまして、本市といたしましては、先行自治体での取り組み状況やその効果、画像データの管理・活用のあり方などを検証しながら、一般公用車への導入の是非について検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

導入する自治体は増加傾向にあります。調査事項も多々あるかと思いますけども、一般公用車へのドライブレコーダーの設置をよろしくお願いをいたします。

それでは、２件目、就学援助についてお聞きをいたします。就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその２分の１を補助する制度です。就学援助の対象者として、要保護者・準要保護者となっています。

準要保護者に対する就学援助につきましては、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施とあります。

それでは、質問をいたします。就学援助の対象者数及び援助の状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問の２番目、就学援助制度対象者数及び援助の状況についてお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条の「経済的理由より、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」とする規定に基づくもので、本市におきましても山鹿市就学援助費扶助要綱に規定をして援助を行っているところでございます。

対象者数につきましては、平成29年度当初認定者数が要保護者・準要保護者合わせまして673名で、これは全児童生徒数の17.3％となっております。

また、援助の項目としましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費になっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。

山鹿市としましては、準要保護者も対象とのことで安心をいたしました。

国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象は学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっておりました。今般、文部科学省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年３月31日で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒用品の単価を従来の倍額、小学校２万470円から４万600円、中学校２万3500円から４万7400円にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童生徒から、新たに就学予定者を加えました。

この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応につきましては、

今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、本市（区町村）においても判断していくことになります。

私は、今回の国における改正の趣旨及び本市（区町村）における準要保護児童家庭の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。具体的には、就学援助における特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正が必要でございます。

それでは、質問をいたします。平成30年度から実施するためには、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えられます。見解をお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員のご質問の２回目、新入学児童生徒への支給時期の前倒しについてお答えいたします。

新入学児童生徒学用品費の単価引き上げについては、平成29年３月31日付文部科学省初等中等教育局長名において、要保護者への補助予算単価の引き上げを行うと通知がございました。そのため、本市におきましても、その趣旨に鑑み、要保護者だけでなく、準要保護者も含めて同様に単価の引き上げを行ったところです。

また、議員ご質問の新入学児童生徒への学用品費支給時期につきましては、現在は入学後に申請をいただき、それから審査・認定後に、他の対象者と同日に支給を行っているところです。

しかし、一部の自治体では、既に就学援助項目の新入学児童生徒学用品費については、入学前に前倒し支給を行っています。これは制服やランドセル等の購入など、経済的に厳しい世帯にとって、非常に費用負担が多い時期に適切に援助を行うためのもので、県内におきましても熊本市と天草市が既に導入を行っています。

導入に当たっての課題としては、支給後に対象者が住所移転などで、本市以外の学校に入学した場合の援助費の返還という点はございますが、子育て支援や子供の貧困対策の観点に鑑み、先ほど述べた課題とあわせて、援助対象者数の調査や予算措置、要綱の改正や事務スケジュールの見直し等を整理しながら、判断を行っていきたいと考えています。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

先ほどの答弁で、県内におきましても、２市が実施しているというご答弁でございました。山鹿市としましても、前向きに就学援助の前倒しをよろしくお願いをいたします。

それでは３件目、高齢者の免許証返納と安全対策についてお聞きをいたします。

運転免許の自主返納制度につきましては、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが事故を起こさないように、自主的に運転免許証の返納を申請できる制度です。平成10年の道路交通法の改正により、この制度が開始をされました。返納処理につきましては、自主返納は物すごい勢いでふえており、2015年度では自主返納した人は全国で28万5514人と聞いております。

この件に関しましては、警察署の管轄かと思いますけども、山鹿警察署管内で運転免許証を返納された方が何名いらっしゃるかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の一般質問、高齢者の免許証返納と安全対策についてに係る山鹿警察署管内の運転免許証返納者数につきましてお答えをいたします。

山鹿警察署管内の自動車運転免許証の自主返納者につきましては、直近の３年間の状況を見ますと、平成26年が67人、平成27年が120人、平成28年が123人となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

返納理由はいろいろありますでしょうけども、年間約、山鹿市で100名を超える方が返納されていることがわかったわけでございます。返納されても、その生活に影響のない方はいいとしまして、いろいろな部分でまた困る方もいらっしゃるかと

思います。

それでは、２回目の質問をいたします。免許証を返納すると、公共交通の便が悪い山間部等地域におきましては、生活に影響を来す場合も考えられます。自主返納者への優遇策として、自治体によりましては免許証を返納された方に対し、いろんな特典が設けられておりますけども、山鹿市としまして返納された方への優遇制度はありますでしょうか。また、優遇制度を導入している他市の状況もよろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の２回目のご質問、運転免許証返納者に対する優遇制度につきましてお答えをいたします。

運転免許証の返納につきましては、免許保有者を取り巻く環境が異なるため、家族の状況や地域の公共交通機関の状況、代替交通手段の確保や返納者優遇制度の創設等、解決すべき幾つかの課題があるものと考えております。

本市におきましては、現在のところ優遇制度を設けておりませんが、先行市の取り組みを参考に検討してまいりたいと考えております。また、県内の他市の状況でございますが、熊本市、八代市、人吉市、水俣市の４市が優遇制度を設けられております。

当該優遇制度の内容でございますが、熊本市につきましては、自主返納者に対して割引乗車証を交付し、県内全域の路線バスや一部の電車の運賃を半額で利用できる制度を設けられております。また、八代市及び人吉市につきましては、自主返納者に対して、乗り合いタクシーの運賃を半額で利用できる制度を設けられております。水俣市につきましては、自主返納者に対して、コミュニティーバスまたは乗り合いタクシーの一定額の回数券を１回限り交付する制度を設けられております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

他市の優遇制度では、路線バスや一部の電車の運賃の半額補助、乗り合いタクシーの運賃を半額で利用できる等の制度が設けられているとの説明でございました。

また、他県では、スーパー、ホテル、旅館での割引特典などがあります。人口が少ないからできるのかもしれませんけども、宮崎県西米良村では１回限りではございますけども、14万4000円のタクシー券が支給されているそうです。山鹿市も返納される方の現地状況に合った施策を早急によろしくお願いいたします。

それでは、３回目の質問をいたします。

自動車事故の中には、若い人、高齢者を問わず、ブレーキとアクセルの踏み間違いで起こる事故がふえております。皆さんも報道で御存じのとおりであります。1990年から2009年の10年間で発生したブレーキとアクセルの踏み間違え事故件数は、全国で年平均7150件を超えており、死傷者の数では１万2000名に上ると言われております。踏み間違え事故は、高齢者に多いと思われがちですが、2009年の交通事故件数を年代別に見ますと、最も多かったのは20代の1419人でした。次に60代で1080人、70代で1070人の順でございました。このことから、踏み間違え事故はどの世代でも起こり得る問題だと思います。

なぜこのような事故が起きるのでしょうか。財団法人交通事故総合分析センターの調査報告によりますと、慌ててのパニックが一番のエラー要因としており、防止策としては、高齢者は特に駐車場など、あるいは乗りなれない車を運転するときには、用心することとしてあります。

そこで、紹介したいのは、玉名市の産業機器メーカーで開発しました、アクセルとブレーキを一体化したブレーキです。アクセルの場合は足を右方向へ動かし、ブレーキは従来どおり踏み込むようにペダルの操作を変えた装置であります。

特許を取っておられますけども、まだ認知度が低く、普及には至っていないのが現状でございます。社長の話では、自身が暴走事故を体験し10年以上になりますが、１人のドライバーとして事故の原因究明を行っていく中で、アクセルペダルに常時足を置いて運転していることが大きな要因であることを突きとめましたと述べられております。

このワンペダルは、常にブレーキペダルの上に足を置いて操作するため、アクセルからブレーキへと足を移動する動作が省かれ、即座にブレーキが踏めるため、とっさのときに踏み間違いがないように思われました。よく考えてあると感心をした次第でございます。テレビの特集番組でも取り上げられ、「見過ごされてきた踏み違い事故」という題名で放送をされておりました。

そこで、お聞きをいたします。玉名市は踏み違い事故への対策といたしまして、ワンペダル装置へ改造した場合、補助金を出しておられます。本市も導入に対する考えはないかお伺いをいたします。それにより、少しでも事故が減ればと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の３回目のご質問、玉名市と同様の補助制度の導入についてお答えをいたします。

本市の平成28年12月末現在の65歳以上の免許保有者数は１万1285人で、そのうち75歳以上の方が4314人です。議員ご指摘の高齢ドライバーによる自動車の事故につきましては、さまざまな原因が考えられますが、その一つに認知症が疑われるドライバーによる事故で、不適切なハンドル操作やペダルの踏み間違い等、操作誤りによる事故がかなりの割合を占めていると言われております。

これらのことから、本年３月施行の改正道路交通法によりまして、75歳以上の方の運転免許更新の際、認知機能検査が義務づけられ、結果次第では免許取り消しの対象となるなど、高齢ドライバーには厳しい法律の改正となっております。

この改正を受けまして、警察では痛ましい事故を起こす前に、運転に自信のない方の自主返納を推奨されている状況です。

本市といたしましては、議員ご紹介の装置のほかにも、各自動車メーカーが近年開発を進めております運転サポートシステム等の機能も充実してきていることから、今後はそれらの開発状況も踏まえまして、コスト面や機能面などについて、適宜、調査研究していく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、北原　昭三君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、おはようございます。

４番議員の勢田　昭一でございます。菊鹿町の出身でございます。

私は、今回、活力ある山鹿、そして市民に優しい山鹿を目指すということで立候補させていただきました。そのために、５つの約束を持っております。その約束をもとに、今回の一般質問をさせていただきたいと存じます。

この５つの約束の中で、今回は「経済を支える農業・林業・商業・工業を支援する山鹿を目指します」、２つ目に「子供・子育て・若者を支援する山鹿を目指しま

す」のことに絞って一般質問をさせていただきます。

初めての一般質問でかなり緊張しておりますが、最後まで頑張らせていただきたいと存じます。

まず、この６月定例会の開会に当たりまして、中嶋市長のほうから市政運営の３つの柱ということで、趣旨説明をいただきました。ご案内のとおり、人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくるということの重点施策でございました。

そこで、私は、今回、人をつくる、経済をつくる、この２点について、市政の現状と今後の課題などをお伺いしたいと存じます。

まずは、その２つの中で、経済をつくるということについてであります。今回のいろんな事業、経済をつくる事業は、山鹿市総合戦略に基づく山鹿ブランド戦略創造プロジェクトによるものであります。このプロジェクトの目指すところは、人口減少に歯どめをかける、それから戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出、生み育て、暮らしやすい地域をつくるということであります。その中で、この経済をつくるという中で、特に戦略の基本目標であります経済政策、それは地域資源である農林業、観光業、商工業など各分野において戦略的な事業展開、創業・起業の促進などにより、雇用の創出を取り組んでいくということであります。

その中で、重点施策として新シルク蚕業構想、菊鹿ワイナリー構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想の３つです。その中で、今回は２つの構想、菊鹿ワイナリー構想、それから新シルク蚕業構想についてお尋ねをさせていただきます。

そこで、１回目の質問でございます。

１つ目に、菊鹿ワイナリーの進捗状況と、ワイン原料ブドウの作付状況及びこれらの課題についてであります。項目といたしましては、１点目、工事の進捗状況はどうなっているのか。熊本ワイン分と山鹿市の分ということになります。２つ目が、ワイン原料用の現在の作付状況はどうなっているのかというのが２点目でございます。それから、３点目は、これからの課題ということで挙げさせていただきました。ワイナリー進捗状況については、以上３項目を質問させていただきます。

次に、２つ目でございます。新シルク蚕業構想に伴う養蚕工場の稼働と桑園の状況及びこれからの計画についてであります。こちらも項目としては３点うたっております。１つ目は、工場稼働と桑園の状況はどうなっているのかということ、２つ目は、研究機関との連携はどうなっているのかということ、それからこれからの計画ということになります。

２つの構想の中で、それぞれ３点ずつ質問をしております。以上、６点についてお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問の１点目、菊鹿ワイナリーの進捗状況とワイン原料用ブドウの作付状況及びこれからの課題についてお答えします。

菊鹿ワイナリーの進捗状況につきましては、平成28年度に用地の取得及び土地開発行為等の諸手続を完了し、現在、用地造成工事を実施しているところでございます。今後の工程としましては、造成完了後、熊本ワインファーム株式会社において整備する醸造所等のワイナリー本体施設及び山鹿市が整備する６次産業化連携推進施設を着工し、来年３月をめどに建屋の完成を予定しております。その後、外構工事を行い、来年夏に全ての工事を完了し、平成30年秋のワイナリーオープンに向けて着実に事業を進めているところでございます。

次に、ワイン原料用ブドウの作付状況につきましては、作付面積は約9.5ヘクタール、栽培農家数は菊鹿町葡萄生産振興会に加入する30戸でございます。また、今般のワイナリー施設の整備にあわせて、熊本ワインファーム株式会社において、1.5ヘクタールの自社農園の整備が予定されており、現在、菊鹿町葡萄生産振興会を中心に、日々、栽培技術の向上に取り組まれております。

これからの課題としましては、生産拡大が見込まれる中、一方では生産農家の高齢化や労力不足により、将来的な担い手不足が危惧されております。このことから、菊鹿ワイナリー構想推進協議会におきまして、本年度から担い手確保に向けての協議を進めております。

続きまして、一般質問の２点目、新シルク蚕業構想に伴う蚕業工場の稼働と桑園の状況及びこれからの計画についてお答えいたします。

４月に完成しましたあつまる山鹿シルクＮＳＰ山鹿工場では、５月中旬から蚕の餌となる人工飼料の調整や、卵のふ化から繭を巻く一連の作業工程及び人員配置などの確認など、安定した量産体制を構築するための試験操業が開始されております。この工場がフル稼働した際の年間生産量は約50トンで、これは国内最大の生産地である群馬県全体での生産量に匹敵する規模となります。

繭の生産に必要な桑葉につきましては、山鹿市小坂地区の耕作放棄地約25ヘクタールを再生した農地、通称天空桑園におきまして約８万本の桑が植えられ、順調に生育しているとのことであります。今後、工場の生産規模の拡大に伴い、桑葉が不足することが予測されており、現在、新たな栽培適地の調査等を鋭意進めているところでございます。

また、あつまるホールディングスでは、将来的な高機能シルクの生産に向けた研

究機能の強化などを目的に、熊本大学との包括連携協定を５月９日に締結されるなど、民間と大学の連携による事業推進体制も整えられております。引き続き、あつまるホールディングスや大学等の研究機関と十分協議・連携し、将来的に関連企業や研究機関の集積、さらなる雇用の拡大を図り、山鹿市がジャパンブランドシルクの一大拠点となるよう、地方創生の本旨である産学官連携を基本として取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

現在の進捗状況及び今後の計画・課題につきましてはわかりました。

昨日も冨田議員のほうの質問がありまして、中嶋市長の答弁もあり、より細部について答弁もいただいたことに感謝申し上げます。

この２つの構想を実現・成功するために、どのようなことが考えられるのかということで、私の要望をお伝えしたいと考えております。

１つは、何事も計画はそうですけども、計画をする、実施をする、評価をする、そして課題を見つけるというのが１つの行動のパターンだろうと思います。いろんな部分でこういった構想は上がるものの、どうしてもその検証というのが行われない部分がかなりあるかと思います。そういった意味で、成功するためにということで、私の要望５点について述べさせていただきます。

１点目は、予算的な部分でございます。

今回の補正予算の中でも菊鹿ワイナリー関連事業としまして１億9183万円、それから新シルク蚕業の商品開発、販路開拓やアクセス道路の整備経費として5746万円が計上されております。これもすごい額でございますので、ぜひこの予算執行につきましては、有効にお願いしたいというのが第１点目の要望でございます。

第２点目の要望は、先ほども言いましたように、その事業の年度ごとの評価をお願いをしたいということであります。そういった部分では、重要業績評価指標ということで、ＫＰＩということで掲げられております。議会での公表、あるいはその公表していただきまして、その検証も確実に行っていっていただきたい。それをすることによって、次年度の課題も生まれてくるということでございます。

それから、３点目ですが、今回この構想事業には、いろんな産官学のそれぞれ機関が集まってやっておられますが、それぞれの持っている力を最大に発揮していただきたいということであります。とりわけ市民の私たち側としても、この構想をよ

くやっぱり理解をし、意見を述べる機会もぜひ設けてもらいたい。そして、その認識も高めていきたいということを考えております。

それから、４点目でございます。先ほど早田経済部長のほうからもご答弁がございましたけども、最大の課題は担い手の育成でございます。この担い手の育成のために専門職の学校を設置したらどうでしょうかという考えでございます。ご案内のとおり、それぞれ山鹿市内の小学校も統合されて、その跡地がそれぞれに残っております。広見小学校につきましては、あつまるシルク工場さんのほうで工場を設立されているということになります。即戦力になる担い手を１年ないし２年で山鹿市内の小学校跡地に、例えばブドウ栽培学校、あるいは桑園学校、あるいは野菜栽培学校、シイタケ栽培学校、畜産学校、あるいは草花学校、果樹学校などを設置をして、特に地元に残る若手の皆さんを、そちらのほうで技術向上を図るということはできないものだろうかと考えております。

それから、最後に５つ目の要望でございます。１つは、こういった部分は議会等、あるいは僕ら大人の世界で考えておりますけども、将来を担う児童生徒に体験をしてもらい、次世代の担い手として頑張っていただきたい、情操教育を徹底してほしいということでございます。

私も３年前まで鹿本農業高校に勤務をしておりました。そちらのほうで、ワイン関係ではナイトハーベストのほうに高校生を連れて収穫に４年間ほどまいりました。それをもとに生徒たちは課題研究の中で、ヤマブドウの無菌培養に挑戦をしてくれました。そういった意味では、高校生にとっても、このワイン関係の研究もしながら、興味を持ったということであります。興味を持ってそれぞれの大学にも進んで、同じような研究をしている状況にございます。

２つ目は、蚕についてでございます。私たちも50年ぐらい前に、我が家でも蚕を飼っておりました。蚕様ということで一番いい座敷で一生懸命飼っていたこと、蚕が主人公であったということを思い出します。ですから、学校現場でも蚕の飼育体験をお願いをしたいということであります。子供のときのそういった体験が、より新シルク工場にも子供たちの夢もかなえてくれるのではないかと考えております。

以上、私の要望５点を述べて、２つの構想が成功し、経済力のあるすばらしい山鹿となることを願い、１回目の質問を終わります。

次に、人をつくることについての質問に移らせていただきます。

日本一の学園都市を目指して、堀田教育長リーダーシップのもと、日々実践されておることに敬意を表します。特に、早寝・早起き・朝御飯の取り組み、それから先生方の朝の連絡会の削減など、さまざまな取り組みをされております。

そんな中で、山鹿市地元には４校ございます。公立が３校、鹿本高校、鹿本商工

高校、鹿本農業高校、そして私立として城北高校がございます。熊本県教育委員会としても各地域で合併統合が行われております。ただ、熊本県内において、これだけ近い地域に４校が固まっている地区はございません。そしてまた、高校の種類も多くあります。ですから、地元の中学生にとっては、高校の選択肢があることは非常によい条件であります。しかしながら、公立３校では定員割れが続いております。

では、１回目の質問でございます。山鹿市内の高校への進学率、過去２年の実績をお伺いをさせていただきます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

勢田議員の一般質問、地元高校への過去２年間の進学率と中高連携の取り組みについてお答えいたします。

初めに、１点目のご質問であります地元高校への進学率でございますが、山鹿市内６つの中学校の卒業生の進路状況結果によりますと、山鹿市内３つの公立高校と１つの私立高校への進学について、平成27年度末は511名の卒業生のうち、317名が地元高校へ進学し、進学率は62％、平成28年度末は441名の卒業生のうち、280名が地元高校へ進学し、進学率は63％と、この２年間ほぼ同率となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

進学率は、62％から 63％と変わりないということがわかりました。ただ、年々卒業生の数が少なくなっているというのが、やっぱり定員割れの原因につながっているということが言えるかなと思っております。

そういったものの、中学生にとって魅力ある４つの高校であるかどうかというのが１つの課題であると思います。そういった意味で、４校ございます中で、県立高校また私立高校と山鹿市の関係ということで、それぞれが分担する教育委員会の管轄も違っておりますけども、その部分はどうなっているのかということで、２回目の質問とさせていただきます。

２回目の質問は、中学校と高校の連携はやっておられるのかどうかということでお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

勢田議員の一般質問、中高連携の現在の取り組みについてお答えいたします。

各中学校では、一人一人の生徒が夢や目標、希望を持って高校を選択し、喜んで登校できるよう、市内４つの高校と連携したさまざまな取り組みを行っております。

まず、山鹿市内中学校の進路指導主事会は、年に２回高校との連絡会を行い、進路に関する情報交換等を行っております。また、高校へ入学直後の１年生の授業参観や情報交換会に、中学校の担任等が参加し生徒の出席状況や学習状況等を把握しております。

さらに、各中学校においては、例えば夏休みといった夏季休業中に、高校生が中学生に勉強を教えるサマースクールを行ったり、実習を兼ねて中学校の施設設備の修理を行ったり、花苗の育て方の指導を行ったり、福祉体験学習の手伝いを行ったりするなど、各高校の生徒の支援を受けることも多々あり、中高の連携した取り組みが積極的に行われております。

しかし、課題としまして、個別対応が必要な生徒に関する情報が、高校から出身中学校へ十分伝わらず、対応が遅れてしまうという事例も一部あり、個別の生徒の指導等につきましては、随時、中学校と高校が連絡を取り合い、連携を図りながら、一人一人の生徒に応じた適切な対応が常時できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

かなりの頻度で連携がなされているということが大変よくわかりました。それぞれの高校の特色を、各中学校との交流もできているようでございます。大変うれしいことでございます。また、課題して挙げられた、生徒一人一人に応じて、さらなる連携が必要なようです。高校からの連絡を待つのではなく、中学校からもその努力を続けてほしいと考えております。

次に、中高連携という形で、次の質問に移らせていただきます。

今回、ご案内のとおり、熊本地震がございました。もう１年ほどたちますが、そ

れぞれの被災した地域では、学校がその地域の中心となって、いろんな支援活動あるいは宿泊者の対応等もしております。そういった部分についても、山鹿ではいつ起こるかわかりません。そういった意味で、東北地震や熊本地震で、高校生、中学生が被災された方や地域での支援活動とか、いっぱいマスコミ等で取り上げております。災害はいつ起こるかわかりません。

そこで、山鹿市として、防災訓練など中高連携ができるかどうかということ、そのような計画はあるのかどうかということで、３回目の質問とさせていただきます。要は、今後の中高連携、防災訓練等もあわせて、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

勢田議員の一般質問、熊本地震を受けて防災の連携についてお答えをいたします。

昨年の熊本地震におきましては、高校生、中学生の活動が被災された地域の支援活動に大きな役割を果たしておりました。改めて、防災教育の重要性が見直されております。

熊本県教育委員会では、今年度から全ての県立学校をコミュニティースクールに指定し、各校に学校運営協議会を設置して、とりわけ防災に関するテーマについて、地域住民や関係機関等と協議しておくこととしております。山鹿市内３つの公立高校におきましても、今後、地域と一体となった災害時の連携体制を構築していくことになり、近隣の小中学校と連携協力して、防災避難訓練等を行うよう計画をされております。

山鹿市教育委員会といたしましても、今後、この取り組みを契機としまして、中学校と高校の連携が一層進むよう、防災監理課、消防本部とも連携を図りながら、高校が進める地域ぐるみの防災教育に協力してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

防災訓練も今までは各学校ごとに行われていたと思いますけども、中高連携として、そのような訓練が地域の中でやっていただけるということは、効果が上がってくると存じます。

今回、防災面だけのことでございましたけども、いろんな意味で幅広い連携をまたお願いをしておきたいと考えております。

最後になりますが、地元の子供は地元で育てるのが基本ということで、中嶋市長がよく言われております。子供は地域の宝だと、そのことを教育現場、小学校・中学校・高校、そして地域の中で実践していただくことをお願いをいたします。

このほかにも質問として日本遺産のことを考えておりましたけども、昨日、服部議員が質問されましたので、今回は控えさせていただきます。

私の質問は、シルク工場、それからワイナリー、それから地元の中高の連携について質問をさせていただきました。いろんな回答をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田　昭一君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時07分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時20分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号５番、有働　辰喜です。

私も、勢田議員同様、今回が初質問でございますので、至らぬ点が多々あるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

私の質問内容としましては、統合した小学校に児童を通わせている鹿央地域の保護者の皆さんの声を代弁する質問が２点と、それからスクールバス運行管理業務委託入札に関する１点でございます。

それでは、発言通告に従いまして３点、一問一答にてよろしくお願いをいたします。

去る４月10日に、米野岳中学校区統合小学校のめのだけ小学校が開校して約50日が経過し、学童の送迎を行っているスクールバスの運行に関して、保護者の皆様か

らいろいろなご心配やご不満が出てまいっております。そこで、スクールバスを運行している市内各小学校の運行実態についてお尋ねをいたします。まず、各小学校の下校時用の便数と最終出発時刻お聞かせください。

次に、夏休みにおけます各小学校のプール対応の運行計画のあるなしと、山鹿、鹿北、菊鹿の各小学校の昨年までの対応をお聞かせください。

また、去る４月17日、めのだけ小学校ではスクールバスの運行が中止になり、トラブルが多発いたしました。学校だより「めのだけ」第１号のおわび欄に台風並みの強風と横殴りの雨のためとありましたが、当日の運行中止を決めたであろう時間帯の雨量は、めのだけ小学校付近の観測器では12時に1.0ミリメートル、13時1.5ミリメートル、14時2.5ミリメートル、15時5.5ミリメートル、16時0.5ミリメートルで、平均風速は3.3メートルでした。この程度の気象条件でスクールバスの運行が中止になるとは思いませんでした。事実、ほかの小学校では通常の運行がなされていますし、同地域を走る路線バスも通常運行でした。めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札設計図書の運行管理業務仕様書には、緊急時の対応及び連絡等として、「自然災害等が発生またはそのおそれがある場合は、教育委員会及び学校長と協議の上、対応を決めること」と記載されとおり、当然、この文言が契約書に記載される条文だと思います。であるならば、なぜ同じ教育委員会の中で、めのだけ小学校だけが運行中止で、他の小学校は運行したのでしょうか。学校の説明では、「バスを降りてから自宅までの安全が確保できないと判断した」とあります。大変ありがたいことではありますが、なぜほかの小学校と足並みがそろわなかったのかが疑問であります。今回の運行中止決定は、教育委員会抜きで、学校とバス事業者の判断ということでしょうか。山鹿市で、小学校のスクールバス運行が始まった平成25年度から平成28年度末までに、運行中止は何回あったのでしょうか、お聞かせください。また、そのときの対応策はどうされたのか、あわせてお願いをいたします。

今回の運行中止で学んだことは、今後、プロの運転士さんが運転するスクールバスが、運行が危険だと判断されるような状況時に、保護者に学校まで迎えに来るようにと指示が行われる可能性があるということです。学校と乗降場所間を安全に学童の通学をサポートするのがスクールバス運行管理業務委託です。乗降場所までは保護者は徒歩ででも迎えに行けますので、安易に保護者に学校への迎えを依頼せず、バス運行をお願いしたいと思います。当然のことですが、保護者はその時間帯は勤務中で、連絡が取れても動けない人がほとんどだと思います。

このように、開校後、スクールバス運行に関し、諸問題が出てきておりますし、今後も出てくる可能性があります。また、いつものように、統合準備委員会通学部

会で決めたことだと言われるでしょうが、開校後の現実に対応できるよう、通学部会を再度設置していただき、学校、教育委員会、バス会社の三者だけで話し合うのではなく、保護者代表を加えた四者で話し合う制度を構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

１点目の最後に、運行中の山鹿市が所有するスクールバスの安全装置について伺います。貸し切りバスについては、当然、法律に従って、ドライブレコーダー、衝突被害軽減装置が設置されていると思いますけれども、法の対象外に当たります貸し切りバスと同様に、児童を乗せて走る山鹿市所有のスクールバス11台の安全装置はどういう状況なのかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問の１番目、スクールバスの運行実態についてお答えをいたします。

めのだけ小学校のスクールバス運行に関するさまざまな取り決めについては、保護者と学校の代表により構成された統合準備委員会通学部会での議論を経て決定され、今日に至っているところです。

一方で、開校後のスクールバスの運行について、さまざまな課題や要望があっていることも事実でございます。これらの課題に対しては、教育委員会と学校、バス事業者の三者協議を定期的に行いながら、対応を行っているところでございます。

それでは、ご質問の１点目、各小学校の下校用の便数と最終出発時刻についてお答えをいたします。

まず、下校用の便数ですが、山鹿小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、めのだけ小学校の各小学校とも２便運行をいたしております。

次に、最終出発時刻ですが、山鹿小学校午後６時45分、鹿北小学校午後４時25分、菊鹿小学校午後６時15分、めのだけ小学校午後４時30分となっております。鹿北小学校とめのだけ小学校の出発時刻が午後４時台と、ほかの２校に比べて早くなっておりますが、これは鹿北小学校は部活動の社会体育移行に伴い、部活動の送迎は保護者が行うようになったためであります。同様に、めのだけ小学校も平成31年度から部活動が社会体育に移行することを見越して、先行して児童を保護者が迎えに行くことを通学部会で決定されたことによるものでございます。

ご質問の２点目、夏休み期間中の各小学校におけるスクールバスのプール対応運行計画の有無と昨年までの対応でございます。

まず、プール対応運行計画の有無ですが、山鹿小学校、菊鹿小学校は、それぞれプールの開放日に合わせて、保護者と協議の上、策定をされております。鹿北小は保護者の責任でプールを利用することとなっているため、スクールバスの運行計画の必要はなく、めのだけ小学校につきましては策定に向けて現在調整中でございます。

山鹿小学校、菊鹿小学校の昨年までの対応状況ですが、両校とも夏休み期間中の部活動やサマースクールをプール利用に組み合わせながら、１日当たり往路１便、復路２便、もしくは往復２便の体制で運行されております。

次に、ご質問の３点目、スクールバスの運行中止の判断についてでございます。

スクールバスの運行業務委託契約上では、自然災害等の安全対策として、受託者であるバス事業者は、積雪、道路凍結、大雨洪水警報発令時等、またはそのおそれがある場合、道路状況等を調査した後、運行することが危険と判断されたときは、学校長へ道路状況等を伝え、相互の判断により運行の可否を決め、判断の結果を教育委員会へ伝えることといたしております。集中豪雨などの雨の降り方、風の強さ、学校周辺の交通事情や道路状況は、山鹿市内全域で常に同じというわけではないことから、現場の判断を最も重視することで、４月17日のめのだけ小学校スクールバスの下校時運行中止という判断が、ほかの小学校と対応の違いが出たものでございます。

次に、平成28年度末までの運行中止回数と対応状況ですが、積雪や大雨、台風の接近により、登下校便の出発時刻を急遽変更したことはございますが、中止に至ったのは今回が初めてでございます。時間変更時の対応状況は、これまでオフトーク等を利用して周知をいたしておりましたが、今後は山鹿メイトや安心メールといった電子媒体を活用しながら、よりきめ細かな周知を図ってまいりたいと思います。

また、通学部会の再設置と四者で話し合う体制の構築につきましては、冒頭に申し上げましたように、課題へ対応するため学校、バス事業者、教育委員会の三者での協議体制を設けているところでございます。一方で、日ごろから保護者会と学校の間では、緊密な協議が行われておりますので、これを合わせて四者で協議できる体制の整備を図ってまいります。

ご質問の最後の点、安全装置の設置状況についてですが、ご指摘のとおり、貸し切りバスについては新車が平成29年12月１日まで、登録車は平成31年12月１日までの装着義務がつけられているところです。ただ、市所有のスクールバスは対象外となっております。現在のところ、めのだけ小学校で稼働中の４台を含む、市所有のスクールバス10台には、ドライブレコーダーが設置済みですが、残りの１台は未設置となっております。未設置のスクールバスについても設置する方針で対応をいた

したいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

山鹿小学校、菊鹿小学校は、部活動に対応した最終便を走らせておられますし、並びに夏休みのプール対応の運行もなされております。めのだけ小学校も策定に向けて調整中ということでありますが、平成31年度から社会体育に移行するので、先行して保護者が迎えに行く対応をとっているということでございますが、ほかの学校でも走っておりますので保護者会とご協議をいただき、可能であるならば他校同様の運行ができますよう、よろしくお願いをいたします。

また、４月17日の運行中止は、学校とバス事業者の判断であったとのご答弁ですが、山鹿市では過去４年間に一度も運行中止はなかったとのご答弁を聞きましたので、保護者の方々も少しは安心されると思います。また、ご答弁をいただきました山鹿市所有スクールバスのドライブレコーダーは、車内も記録ができますように、前後２台のカメラの設置をぜひともお願いをいたしたいと思います。

続きまして２点目、めのだけ小学校の運動会開催時の駐車場についてお伺いをいたします。

さきに開催されました授業参観、ＰＴＡ総会の案内状に、学校側より運動場が狭く全駐車場ができるか心配されております。「お近くの方は徒歩で、遠い方はできるだけご近所で同乗して来校いただきますようお願いします」ということで記されておりました。学校サイドとしては、現実を踏まえた対応だと思いますが、土曜日の開催で、運動場を駐車場として使用しても不足するという懸念があるわけでございますから、運動会開催時の駐車場確保は統合校位置決定前から指摘しておりましたとおり、最大の課題ではないかと思います。本来は、学校、保護者会の問題だと思いますけれども、教育委員会は運動会当日の駐車場の確保をどう考えておられるのかお聞かせください。

また、現在、保護者に配布されております平成29年度ＰＴＡの年間事業計画によりますと、運動会は９月16日の土曜日の開催となっております。現在、小学校では日曜日開催だというふうに認識しておりますが、なぜ日曜日の開催ではないのでしょうか、その理由もお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の２番目のご質問、めのだけ小学校運動会時の駐車場確保についてお答えいたします。

ご質問の１点目、運動会時の駐車場の確保手段でございますが、現在のところ山鹿消防署や米田地区公民館、水道局米田水源地跡などの公共施設等を活用して、約230台分以上の駐車場スペースを確保しております。めのだけ小学校の保護者数が約220名であることを勘案いたしましても、十分な駐車場が確保できているものと考えております。

次に、運動会を土曜日に開催する理由でございますが、小学校の運動会は必ずしも日曜日に開催されるものではなく、学校が学校行事や諸スケジュールを勘案して、学校長の裁量権に基づいて保護者会に提案し、その了解を受けることで開催曜日と日程が確定いたします。

今回、めのだけ小学校が土曜日開催としたのは、雨天時には翌日の日曜日への順延ができることを想定して提案されたもので、５月の保護者会総会でもご了承いただいております。

ちなみに、本年度は、山鹿小、三玉小、菊鹿小が、めのだけ小学校と同日の９月16日に開催予定としており、またさきの５月27日には、八幡小学校が運動会を土曜日開催としたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

めのだけ小学校の保護者会の会長さんは、駐車場確保とか、夏休みのプール利用等をどうするかを真剣に検討されております。今回ご答弁で、保護者分の駐車場が確保できるというめどが立つということでございますので、大変喜ばれることと思います。

また、土曜日開催の理由はよくわかりました。来年度は早目に保護者会の意見を聞いていただいて、その意見を集約して、日曜日の開催を望む声が多ければ、日曜日に開催をできるようにお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、３点目として、小学校のスクールバス運行管理業務委託入札についてお伺いをいたします。

まず、入札時期についてですけれども、例えば熊本県の支援学校、荒尾、大津、菊池、熊本、松橋の各校の開札日は、平成28年度分については平成28年１月19日、平成29年度分については平成29年１月20日でございました。また、今年度からスクールバスの運行が始まった熊本市の小島小学校の入札は平成28年12月22日に公告、平成29年２月６日の入札です。

ところが、我が山鹿市では、今年度の入札は平成29年３月23日に指名通知、４月３日入札です。山鹿市内のスクールバス運行管理業務委託の小学校の新学期は４月10日でございました。開札後、６日間しかございません。貸し切りバスに関する法律で、新たに雇い入れた運転士、１年間乗務していない運転士は、20時間以上の実技訓練の義務づけと、机上での安全教育時間を６時間と決められております。これをクリアするには、土日を含む６日間ではかなり厳しいと思います。この場合でありましても、既に運転士を確保していた場合だけ可能なことでございます。普通、会社ではそんなに余剰人員を抱えてはおりません。入札が遅くなればなるほど、仮に落札できても、運転士の雇い入れ、教育もできなくなるということになって、最悪の場合、契約不履行になります。そうなりますと、業者さんは指名停止を受けます。そこで、業者さんはわざと入札金額を高くしたり、あるいは入札辞退をして落札しないようにします。そうなりますと、ある程度余力のある業者さんに有利な入札になってしまいます。

予算執行の関係で、３月議会の承認後に指名委員会、指名通知、入札という流れになるのは理解できますけれども、債務負担行為や補正予算等でほかの機関と同じように、１月下旬から２月上旬の間に実施して、全ての業者さんが公平で公正な競争入札ができ、価格だけではなく、付加価値を評価するような入札制度に改めるよう検討していただきたく、お考えをお聞かせください。

次に、めのだけ小学校のスクールバス運行管理業務委託の入札についてお伺いをいたします。まず、入札の方法、指名業者数、入札参加業者数、応札業者数を教えていただき、さらに入札経過をお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の３番目のご質問、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札についての１点目、入札実施時期と入札方法の見直しについてお答えいたします。

スクールバス運行管理業務の入札については、これまで他の学校でも年度当初に行ってきた経緯から、本年度も同様のやり方を踏襲してきたところでございます。ただ、今年度からめのだけ小学校のスクールバスが運行を開始することで、運行台数が従来の７台から14台となり、運行するバス事業者が準備等に要する期間等についても配慮する必要があったかと思っております。今後はこうしたことを勘案し、入札時期の再検討も必要であると認識いたしております。

一方で、国土交通省は、地方公共団体の貸し切りバスの調達に係る入札時の留意点として、安全性確保の観点から、予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする一般競争入札ではなく、企画競争入札や総合評価方式の導入を図るよう助言しております。このことから、議員のご指摘にもありますように、業者選定に当たっては、今回のように点検時間の確保等、安全性の担保を行った選定方法についても慎重に判断を行いたいと考えております。

次に、ご質問の２点目、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札の経緯についてお答えいたします。

本事業は、統合校の開校に伴う事業として、本年４月３日、午後３時から市庁舎内で入札を行いました。業務内容は、貸し切りバス３台と市所有スクールバス４台を利用した、めのだけ小学校スクールバスの運行と車両管理とし、入札方法は市内のバス事業者６社による指名競争入札といたしました。同日、指名業者６社中４社が辞退、２社が応札し、即時に開札を行いましたが、入札時に同時提出を義務づけていた１日単価表審査のため、入札開始前に説明したとおり入札結果を一旦保留し、落札者の決定は文書により後日通知する旨を説明して終了いたしております。

１日単価表とは、過剰な価格競争により引き起こされる事故を防ぐため、国土交通省が適正な価格を設定することを目的に作成した輸送の安全を確保するための貸し切りバス選定・利用ガイドラインを基本に、市教育委員会がさらに厳しい内容を盛り込み作成したもので、児童生徒の安全なスクールバス通学を担保するため、事業者選定に当たっても最も重要な書類となるものでございます。

審査の結果、最低価格を表示した業者の１日単価表に瑕疵が判明し、また市教育委員会が１日単価表をもって設定している下限価格も下回ることになったため、応札した残り１社を契約事業者として選定いたしました。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

それでは、その応札をいただきました２社の業者さんの入札書記載金額を教えてください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

２回目のご質問、入札の金額についてお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように２社が応札しており、１社が消費税抜きで7924万800円で、もう１社が同じく6036万6000円で入札をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

結論から申しますと、安く入札をした業者さんではなくて、税抜きの金額で約1900万円高い業者さんと山鹿市さんが契約したわけですが、その根拠が１日単価表の瑕疵と、教育委員会が１日単価表もって設定している下限価格を下回ったためということでございますが、確かに国土交通省さんはブロックごとに法定運賃を車種ごとに、上限額と下限額を定め、その下限額以下での入札は失格としております。一見、ダンピング受注のない物すごくよい制度に見えますんですけども、この制度の悪いところは、全員が下限額で入札しますと、営業所から距離が一番近い業者さんが必ず落札できるということになります。

また、中型バスを求められておりますときに、所有する車が大型しかない場合には、大型バスで入札をしようといたしますと、下限値を割ってしまいますので、下げたらアウトになりますから、入札しても絶対に勝てないということになります。そうなりますと、参加する意味もありません。だからこそ、先ほど申しましたように、入札方式や入札日を考慮すべきなのであります。今回、入札を辞退された業者さんも必ずこのあたりの事情と入札日が遅くて、車の手配、運転士の確保ができずに、やむなく辞退されたものと考えられます。

私が、この入札で疑問に思っている件についてお尋ねをいたします。

まず、１点目として、この入札は市所有のスクールバスの運転業務と、それから貸し切りバスの業務委託を合算して、その合計額で入札方式であるにもかかわらず、

片方の業務委託が下限割れとして失格になっております。それは、安全が確保できないからという理由であります。では、ほかの市所有スクールバスの運行業務委託がありますけれども、その委託にはなぜ最低制限を設けてないのでしょうか。運転士さんの人件費、備品代、保険料、安全費、会社の経費、利益等を含む金額が確保されなければ、それは下限割れと同じ安全が確保できないということになると思います。

また、２点目として、市の予定下限価格算出のもととなります１日単価算出の数量が、土日を含みます７日間のうちに４回も変更され、その数量というものの内訳とは、千田・持松線、姫井・米野線、山内線の乗車距離、乗車時間、それと出庫前・出庫後の点検時間の３点であります。さらに驚くことに、４回目の変更、これは３月31日に通知されておるんですが、運行コースが何と山内線から坂田・小原線に変更されました。なぜ２日に１回のような変更が発生し、３月31日にコース変更になったのかをお尋ねします。

３点目は、１日単価のうち、１、２回目までは国土交通省のスクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）の計算方法についてに準じて、出庫前、帰庫後点検時間は２時間とちゃんと計上されていたのが、３回目になぜか６時間に変更されております。その理由をお尋ねいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札についての３回目のご質問、その１点目、市有スクールバス運行管理業務の入札に下限価格を設けていない理由についてお答えをいたします。

市所有スクールバスの運行管理業務の入札に当たっては、法的な必要性がないため、これまでも下限価格を設けずに入札を行っており、今回も同様といたしております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、国土交通省の助言に基づき、市所有のスクールバスにつきましても、安全性の担保を行った選定方法について見直しをいたしたいと考えております。

次に、ご質問の２点目、１日単価表が運行コースも含め、４回も変更された理由です。

これは、めのだけ小学校が新設校であったため、乗車する児童数の増減や道路状況により運行予定バスの変更などが３月末まで続いたため、１日単価表の対象になる貸し切りバスの運行ルートについても変更を余儀なくされたものでございます。

応札された業者様には、大変なご迷惑をおかけしたと思いますが、今後は入札時期の再検討とあわせまして改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、３点目のご質問、１日単価表中の点検時間が、３回目の差しかえから２時間から６時間に変更された理由でございます。

１日単価表の作成に当たっては、国土交通省が示すガイドラインを参考に作成をしており、距離単価と時間単価で構成をいたしております。ご指摘の時間単価では、運行前後各１時間の点検整備時間と３時間の運行時間、合計５時間を最低限確保するようガイドラインに示されており、一般的な貸し切りバス利用による旅行等の場合において、下限価格を確認するために使用されております。

一方、スクールバスは、一般の貸し切りバスとは運行形態が異なり、年間を通じて１日２回以上送迎を行うことや、登下校以外にも校外学習として頻繁に利用すること、通常の安全点検以外にも、室内の整理、児童の忘れ物の確認など点検が多岐にわたることから、運行時間を１時間、点検整備時間を６時間とし、合計時間を最低７時間とすることで、時間単価の条件を厳しくしたことによるものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

いろいろとご説明をいただきましたんですが、私の疑問点は逆にふえてしまいました。例えば発注後の７日間に児童数が大幅に増減するわけもなく、また運行ルートは既に試走もしており、また変更になった山内線、坂田・小原線は、もともと両方とも小型バスと明記してありますので、運行予定バスの変更などということは考えられません。

また、「スクールバスは登下校以外も校外学習として頻繁に使用し」とのご説明でしたが、それは山鹿市が所有するスクールバスである１日の単価対象の貸し切りバスである３台は、登下校の230日となっており、校外学習に使用する予定はなく、これも当てはまりません。

また、「スクールバスは１日２回以上送迎を行うことや、室内の整理、児童の忘れ物の確認など多岐にわたることなどから、点検時間を６時間とし、運行時間１時間で、合計７時間とした」ということでございますが、国土交通省はスクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）の計算方法についての中で、「スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰

庫するという運送形態であることを踏まえ、午前・午後に行われる当該運送を１つの運送として計算することができる」と明記してあります。国土交通省がスクールバス運賃の算出方法を統一することによって、設計価格や積算がきちんとできるように出している資料を使用しないで、私にとっては全く理解できない理由で、点検時間を２時間から６時間としたのは、どうしても納得できません。

しかし、どこまで行っても平行線の議論になりますので、これをもって一般質問を終わりますが、最後に私は、この業務委託の設計書である下限価格のもとになる１日単価は、間違いなく過積算であると思いますし、また違和感もありますが、先ほどからのご答弁で、次回からの入札は時期や方法を検討して対応するとのことですので、参加された業者さんが辞退という対応や、失格扱いをなされないで済むような入札体制をつくり上げられることとあわせて、めのだけ小学校がすばらしい学校になるように、前向きな議論を深めていかれることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働　辰喜君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午後０時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、こんにちは。

議席番号１番の立山　大二朗です。

さて、６月定例会の初日に市長が所信を述べられましたが、これまで３つの重点施策のほかに、私が３月定例会で質問させていただきました、１つ、空き家・空き店舗対策、２つ目、山鹿版ＤＭＯの設立と着地型観光の推進、３つ目に、インバウンド観光推進における国際的スポーツイベントを視野に入れたプロモーションの実施と受け入れ態勢の整備、この３点を重要事業に掲げていただき、実にうれしくまことにありがたく存じます。ありがとうございます。

これらは、これからの山鹿市の経済発展にとって、必要不可欠な施策となることが期待されます。また、事業化に当たっては、他自治体の先行事例なども参考にし

ながら、山鹿の地域に根差した独自の山鹿モデルを構築し、先ほど勢田議員からもご指摘ありましたように、ＰＤＣＡサイクルをしっかりと回していくことを心より願い、事業化に当たっては不可逆的に遂行していただくことも心より願います。

それでは、発言通告により一般質問をします。本日は６項目について質問します。一問一答にてよろしくお願いします。

では、第１に、日本遺産認定の活用策と博物館等の整備について、２点質問をします。

まず１点目は、日本遺産認定に伴う今後の活用策についてです。

昨日、服部議員や冨田議員からもご質問ありましたが、改めてお尋ねします。せっかくの認定を画餅、絵に描いた餅にしないためにも、本市独自の取り組みだけでなく、広域かつ多様な関係団体との連携をしていかねばなりません。そこで、今後の取り組みについての予定やお考えを伺います。

２点目は、博物館等の今後の整備についてです。

昭和53年に開館しました市立博物館ですが、私も昭和53年生まれでして、今年39歳になります。同い年である、同級生である博物館には、個人的な思い入れも少なからずありまして、いささか寂しい気持ちもあるのですけれども、しかしやはり老朽化は否めないほどであります。諸問題も顕在化しております。具体的には、展示スペースが２階にあり、高齢者や体の不自由な方にとって、閲覧しやすい環境とは決して申せませんし、古文書講座なども開催されておりますけれども、会議室も手狭であり、誇るべき我らが山鹿の歴史・文化を次世代に継承する場としては厳しいものがあると言わざるを得ません。

また、昨日、永田議員からもご質問ありましたとおり、方保田東原遺跡出土品がこのたび重要文化財に指定されることになりますが、文化財保護法の趣旨からいいましても、山鹿の、ひいては日本の宝を展示する場として、今の施設では心もとないところがございます。

また、博物館には、収蔵や研究のスペース、教育目的の施設も期待されるものですが、現状で望ましい設備が整っているとは言えないでしょう。これは市立博物館のみならず、例えば山鹿市出土文化財管理センターや、また鹿本の清浦奎吾記念館にも言えることです。収蔵品の増加に対応できず、また企画展の開催なども困難な状況にあります。すばらしいリソースがこの山鹿にはありながら、有効活用ができないところに隔靴掻痒の感がございます。市民の皆さんをそれぞれにすばらしい歴史的遺産をお持ちだったりしますけれども、遺贈、寄託先がないということは、あちこちで伺っております。山鹿のそういった施設が、これから山鹿の宝を収蔵し、また閲覧していただく場、未来に継承していただく場としては、やはりこういった

施設の重要さ、拡充というのは必要不可欠でありましょう。

ほか、文化財の保護と活用の面から申しましても、例えば鹿央町の康平寺、平安時代初期の貞観仏の特徴を非常によく残した貴重な地蔵菩薩立像がございます。こちらは密教文化と地方の歴史的信仰を今に伝える、そういった貴重な資産なわけですが、今、地元の方々の献身的な努力で維持管理されているのが現状でございます。

これまでさまざま申しましたが、今回はポイントを絞り、まず先ほど申しました日本遺産認定に加え、本市の文化財関連施設の今後の整備、この以上２点について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問の１点目、日本遺産認定に伴う今後の活用策についてお答えいたします。

今回、菊池川流域米づくりのストーリーが日本遺産に認定されたことは、本市を含む関係４市町にとりまして、国内外に向けて地域の魅力をアピールし、これに伴う観光集客のチャンスと捉えております。関係団体でしっかりと連携を図りながら、この機会を確実なものにしていきたいと考えております。

次に２点目、博物館等の今後の整備についてでございますが、博物館につきましては、昭和53年４月に開館し、既に39年が経過しており、老朽化が進んでおります。また、議員ご指摘のとおり、バリアフリー設備も整っておらず、入館者数につきましても熊本地震の影響等もあり、伸び悩んでおります。こうしたことを背景として、今後の博物館のあり方を有識者でご協議いただくため、平成28年１月に博物館等環境整備検討委員会を設置いたしました。平成29年３月までに５回の会議を開催し、博物館の現況や今後の方向性についてご協議をいただいているところでございます。

一方、本市におきましては、弥生時代の大規模集落遺跡群、方保田東原遺跡などの貴重な文化財が市内にも点在しており、先ほどもご説明いたしました菊池川流域のストーリーも日本遺産認定となりましたことから、博物館を初めとする文化財関連施設の役割は一層重要になってくるものと考えております。

このことを踏まえ、本市の文化振興と内外に向けた情報発信拠点としての文化財関連施設の今後のあり方につきましては、博物館等環境整備検討委員会などでの協議を踏まえ、長期的な施設の営繕、利活用状況等を見定めながら、整備の方針を確立してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

１点目の日本遺産認定については、まだこれから着手していく部分も大きいものと思われますので、また改めて別の機会にも伺いたく存じます。

現代のマーケティングにおきましては、ストーリー性の充実が必要不可欠であると言われております。どういった物語がその地域にあり、どういった人々がどういった取り組みをこれまでしてきたか、そういったものをストーリーとして提示するということですね。ぜひ魅力的な菊池川流域の米づくりを、市民や観光客の皆様へお伝えし、さらには地域の未来を担う子供たちに伝承してもらえるように、教育分野においても活用を願うものです。

また、２点目の博物館等の整備については、山鹿の歴史的・文化的リソースを最大限に活用して、発信していく拠点、環境の整備が急務であると考えます。現状の市立博物館においても、震災展ということで震災において博物館がどのような被害を受けたか、展示物がどのような被害を受けて、それに対してどのような展示をして、また補修をしていったかということが企画展が行われておりますけれども、展示スペースがもっと広ければ、もっと充実した企画展も開けます。

また、ほかから、例えば熊本県下におきましては、昨年の発災以降、横井小楠記念館、徳富記念館、さまざまな施設が被災しておりまして、それらの収蔵品が展示できないような状況があります。それらを例えば田原坂のほうですとか、ほかの博物館等で寄託を受けて展示をするといったことも行われておるわけです。山鹿市がそうやって文化発信の場、また文化のバックヤード的な役割としても担っていけるような形になればと考えております。第３次整備計画においては、発信の核となる魅力的な新市立博物館の建設が必須かと思われます。今後も継続して質問させていただく所存です。どうかよろしくお願いいたします。

さて、次の質問にまいります。第２に動物の終生・適正飼育の支援体制について質問します。

動物愛護法では、飼い主の責務として、飼養動物を健康で安全に命終えるまで適正に終生飼養するとともに、他人に害を与えないように措置を講じ、生活環境保全に努め、他人の迷惑にならないように飼養しなければならない、このように明記されております。現在、山鹿の地域によっては、飼い猫の不妊去勢手術の不徹底、飼い主のいない猫への餌やり等が野良猫を増加させているような問題もございます。

人間と動物とがうまく共生できる環境づくりのために、山鹿市が中核市でもなければ、政令指定都市でもないことを重々承知の上で、現状ではどのような体制が構築されているのか、県との連携はどうか、今後はどのような対策が追求できるのか、こちらを伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員の一般質問、動物の終生・適正飼育の支援制度についてお答えいたします。

動物の愛護と適正な飼育につきましては、動物愛護法に基づき、地方公共団体は普及啓発に努めなければならないとされ、都道府県は動物愛護管理推進計画を定めなければならないとされております。

このため、熊本県においては、平成26年度から平成35年度までの10年間を期間とする第２次動物愛護・管理推進計画を策定するとともに、本年４月に動物管理センターを動物愛護センターに名称変更し、動物愛護と殺処分ゼロに力を入れていくこととされました。

次に、本市の状況につきましては、山鹿保健所管内において、平成28年度に猫に関する問い合わせが83件あり、うち51件は野良猫への餌づけ、ふん尿の悪臭及び捨て猫（特に子猫）の引き取り依頼となっております。

また、最終的には64頭の猫が引き取られ、うち16頭が殺処分されている状況でございます。

このため、県が委嘱した動物愛護推進員や獣医師会の協力のもと、飼い主に対する終生飼育や的確な繁殖制限を徹底する啓発を拡充すること、また野良猫への安易な餌づけ等を行う方に対しては、その法的責任を自覚し、適正飼育に取り組むための指導を強化していくこと等を進めることにより、飼育放棄数の減少や野良猫問題等の解決につながるものと考えております。

本市におきましては、これまでも広報やまがややまが環境便で啓発を行ってきたところでございますが、現在、熊本県及び山鹿市で実施しております行政運営の一体的な取り組みにおきまして、本年度から山鹿保健所や鹿本地域動物愛護推進協議会と連携して、猫の適正飼育のさらなる普及啓発を実施してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

熊本市動物愛護センターの殺処分ゼロに向けた取り組みは、全国で大変注目されました。ドキュメンタリーといいますか、小説のような形で「ゼロ」というタイトルで本にもなっておりますし、非常にこれも全国で読まれていて、殺処分ゼロに向けた取り組みというものが、職員さん方の思いとともにしっかり語られている本でございます。こういった熊本における流れを、今度は県も推進していただける。そして、そこに山鹿市としても連携していくということで、大変心強く思います。

鹿本地域、３名おられる動物愛護推進員の方々も、大変熱心にご活動いただいておりますが、やはり公的なサポート体制、不妊去勢やマイクロチップの推進など、こういった環境が整わないことには、十全な活動は行えません。また、民間とのコラボレーション、例えば里親とのマッチングを行うアニマルシェルターの支援なども求められるかと思います。

私自身、猫を１匹飼っておるんですけれども、それだけに強い関心を持って、今後も継続して、この問題について質問してまいりますので、引き続き対応策の検討・実施をお願い申し上げます。ありがとうございました。

さて、次の質問にまいります。第３に、本年度の有害鳥獣対策事業について質問します。

先ほど、動物愛護の話をしておきながらという気もするのですが、人間が経済活動、生活を営む上において、どうしても向き合わねばならない命もあります。昨今、イノシシ等のいわゆる有害鳥獣により、山鹿市におきましても年間1000万円以上の農作物の被害があります。そのような状況下で、本年度予算においては、林業振興費のうち有害鳥獣対策事業は補正額を入れて1946万円、昨年度比で65万円が減額されている状況でございます。

そこで３点、１点目、平成28年度の実績について、２点目、平成29年度の取り組み内容及び捕獲単価について、３点目、近隣市のイノシシの捕獲単価について、以上３点を伺います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、本年度の有害鳥獣対策事業についてお答えいたします。

１点目の平成28年度の実績といたしましては、農作物の被害面積が45.5ヘクター

ルで被害額1373万円、捕獲頭数が3488頭羽で、猟友会山鹿支部への捕獲委託料は1291万円でございます。

また、被害防止対策の内訳としましては、防護柵の設置補助が36地区、延長約88キロメートルの5426万円、電気柵の設置補助が271件の485万円、箱わな購入補助として10件の32万円、新規狩猟免許取得者への補助として８名で８万円でございました。

次に、２点目の平成29年度の取り組み内容及び捕獲単価につきましては、まず取り組み内容としまして、鳥獣の個体を減らすための捕獲と農作物の被害防止対策としての防護柵などの設置の両面からの対策を行ってまいります。

まず、捕獲につきましては、猟友会山鹿支部に対し事業を委託しておりまして、１頭当たりの捕獲単価としましては、イノシシや鹿が7000円、カラス類については１羽当たり1000円でございます。昨年10月からは、これまで旧市町ごとの範囲に限られていた駆除エリアを全市に拡大し、鳥獣等の捕獲に協力をいただいておるところでございます。

次に、被害防止対策につきましては、国による鳥獣被害防止総合対策交付金や、市単独で防護柵や電気柵の設置費用の補助、箱わなの購入補助や、新規狩猟免許取得のための補助について支援してまいります。

３点目の近隣市のイノシシの捕獲単価につきましては、１頭当たり、菊池市が5000円、玉名市が6000円でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

有害鳥獣対策事業では、例えばワイヤーメッシュ防護柵や、また電気柵による対策のほかに、やはり猟友会の方々としっかり信頼関係を結び、事業を推進していくことが不可欠です。

先日、霧島市で証拠写真の偽造などにより不正受給があったことが報道されました。本市におきましては、わざわざ個体識別の印をつけていただくなどのお手数をかけまして、ご理解、ご協力等を賜り、適正な駆除事業がなされているものと存じます。その猟友会においては、メンバーの減少や高齢化が大変な課題となっております。ぜひ市としましても、若い方々への紹介、案内などを含めて、猟友会活動の支援を推進していただくことを期待するものです。

また、菊鹿ワイナリーでは、６次産業化としてレストランが併設されるそうですね。安定供給の問題や、猟友会の方々に負担をかける部分などもあり、実際には厳しいものがあるとは存じますが、あやめた命を大切にいただくという観点からも、例えばジビエの提供なども検討できればと存じます。

それでは、有害鳥獣対策事業についてはこれで終わりまして、次の質問にまいります。

４番目の質問です。

市長は、重点施策の中で、山鹿灯籠ジャパンブランド構想を掲げておられますが、そこでは日本一優雅な踊り千人灯籠踊りを唯一無二のブランドとしてとあります。現在、アドバイザーとして山本　寛斎氏、また山本寛斎事務所と契約をされていますが、山本氏のエネルギッシュな感性と、優雅さを念頭に置く山鹿灯籠とでは、正直なところ、非常に隔たりや矛盾があるではないかとの危惧の念を抱く市民の皆様のお声をたくさん頂戴しております。

他方、着地型観光の推進として契約されている株式会社楽天トラベルと、株式会社マイロックチョコレーツ（トコナツ歩兵団）の渡部　祐介氏、こちらは山鹿温泉観光協会やさまざまな青年団体等が参加するコンテンツ創造ワークショップ、こちらを計７回、昨年から開催され、プロデューサーの渡部　祐介氏を初め、スタッフの方々が足しげく山鹿に通われて、旧１市４町全ての地域を回られた上で、４つの観光プログラムを実施しています。新聞やテレビなど各種メディアにも取り上げていただき、これまでリーチできなかったクラスター、客層ですね、こちらに観光ＰＲをすることに一定の成功があったものと考えられます。さまざまなご意見もいただきますが、意欲的な取り組みをこれからも継続していただき、山鹿の知名度向上に寄与していただければと存じます。

さて、お尋ねしますのは、アドバイザー就任後の山本寛斎事務所の取り組みが、現状、市民になかなか浸透していないのではないかという点、そしてどのように山鹿市に対してこれまでコミットされてきたのか、これまでの取り組みについて、またアドバイザーとしてどのような形で、どこの範囲までかかわるのか、その方向性について伺います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業の進捗についてお答えいたします。

本市では、山鹿市総合戦略において、年間の観光入込客500万人、宿泊客50万人、さらには山鹿灯籠のイメージ度向上等を目標に掲げ、その達成に向けて各種事業を展開しておるところでございます。山鹿灯籠ジャパンブランド構想を初め、菊鹿ワイナリー及び新シルク蚕業と観光の連携、日本遺産やインバウンド観光の推進、さらには2019年世界女子ハンドボールやラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた情報発信など、戦略的な観光施策を進めております。

中でも、山鹿灯籠ジャパンブランド構想は、戦略創造プロジェクトの１つとして位置づけており、昨年６月にファッションデザイナー・プロデューサーの山本　寛斎氏をアドバイザーに迎え、事業を推進しているところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、首都圏でのＰＲとして、昨年、伊勢丹新宿本店、銀座三越、三越日本橋本店の３カ所において、金灯籠をつけた寛斎ファッションの展示を行い、また東京代々木第二体育館で開催された日本元気プロジェクト2016においては、約200個の金灯籠をショーの演出に取り入れるなど、灯籠の魅力を余すところなくアピールできたところです。それぞれのイベント会場に訪れた方々からの評価は高く、寛斎デザインの斬新さに優雅な灯籠が相まった演出となり、感嘆の声が上がったと聞いております。

また、国内外のモデルを起用した観光戦略ポスター並びに熊本地震からの復興及び山鹿の元気をアピールする復興応援ポスターを製作するなど、市民への意識啓発はもとより、プロジェクトにおける対外的な情報発信にも活用しているところでございます。

一方、山鹿市内における取り組みとしましては、寛斎氏初め事務所スタッフが年間を通して山鹿に出向き、青年団体などの地元関係者と意見交換を重ねることで、構想推進への理解、また灯籠祭りの運営見直しに向けた機運の醸成を図っているところでございます。

これからの方向性につきましては、地方創生という取り組みの中で、千人の女性が優雅に踊る灯籠踊りをさらに磨き、国内外に発信することで、観光地「山鹿」としての知名度を飛躍的に向上させることを基本として取り組んでまいります。

また、灯籠祭りそのものにつきましては、平成30年を一つの完成形と位置づけ、祭りの根幹をなす上がり灯籠や千人灯籠踊りなど、先人から受け継いだ伝統はしっかりと守り、一方では演出や運営面において新たな試みも取り入れながら、祭り全体の磨き上げを図っていきたいと考えております。

そして、ジャパンブランド構想を進めるに当たっては、灯籠祭り関係者はもちろん、市民の皆様への十分な周知を今後図ってまいりたいというふうに考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

観光見込客、宿泊客、500万人や50万人、こういった数字の有効性といいますか、複数施設にいらっしゃった場合、ダブル、トリプルカウントがなされる数え方ではありますので、数字の精査というものはどうしても必要になってくるのかなとも思いますが、一方でこういった数値目標があるのは大変いいことです。

先ほどもお話しましたが、楽天トラベルさんの取り組みは、８月の山鹿灯籠祭りとは別に、通年で持続的なプログラムを開発し、観光客や市民に提供し、新しい山鹿の魅力を発掘・提案するところにあると定義できます。

一方で、山本　寛斎氏、山本寛斎事務所の方々は、ご自身の日本元気プロジェクト等のイベントで山鹿灯籠を、特に金灯籠と灯籠娘のビジュアルを使用されてプロモートをされている。予算説明書にもありますが、山鹿市自体の知名度を向上させ、観光地「山鹿」のブランドイメージの向上につなげるとのことですね。その日本元気プロジェクトなど、寛斎氏のイベント参加者、各界で非常に影響力の高い、強い、インフルエンサーと呼ばれるような方々も多いようです。

上がり灯籠や千人灯籠踊りなどの伝統は、しっかりと継承するというレギュレーション、規制のもとで、演出・運営をそっちの方面でアドバイスをしっかりいただきながら、寛斎氏はプロデューサー・デザイナーと言われますが、プロデューサー・デザイナーとアドバイザーでは大きな違いがあると思います。そのアドバイザーとしてアドバイスをいただきながら、主に首都圏でのＰＲ活動などで、山鹿のブランディングを推進していただくことを期待します。

では、次の質問にまいります。５番目に公共サイン整備事業について伺います。

５月14日、山鹿市民交流センターにおいて、菊池川流域古代史サミットが盛大に開催されました。県の内外から多くの方がお見えになったとのことですが、とりわけ市外から参加された方から、市民交流センターの場所がわからないとのお声が多数あったそうです。そう確かに我々市民は、市役所の横にあるものだと認識しておりますけれども、改めて山鹿市内を振りかえると、確かに案内サインに関しては不親切なのかなと思われます。

また、菊鹿の有数の観光地である相良観音、こちらも参道でお話を伺いましたところ、市外の方にはわかりにくいと。相良観音までたどり着くのに、非常に迷われ

る方が多い、そういうお声も伺っております。

ほかにも、公共施設、観光施設等の案内が不十分であるとのご意見は、市内外から多数頂戴しております。

ほかに、合併前のサインがまだ数多く残っておりまして、こちらのデザインが旧１市４町でそれぞれ異なるために、これもまたわかりにくさ、複雑さの原因となっております。

さらに、英語等の外国語表記が少ないためか、外国人の来訪者に道を案内しなければならない。もちろんすること自体はコミュニケーションが生まれますので、大変いいことなんですけれども、その案内人としても、例えばこういったところにサインがあるよとか、そういった説明ができない。これは私自身が身をもって経験していることでございます。

さて、お尋ねします。公共サインのデザイン統一及び外国語対応、並びに整備の推進について、昨年度の実績、そして本年度以降の整備計画についてお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

立山議員の一般質問、公共サイン整備事業についてお答えいたします。

公共サインの整備につきましては、大半が合併前に設置されたもので、その設置場所や誘導対象物、デザインに統一性や回遊性、連続性が十分でなかったところがあったため、来訪者の方々に対する適切な誘導が行われていない状況でございました。そこで、平成28年度に歩行者系誘導サイン５基及び総合案内板１基の整備を行ったところでございます。

整備に当たりましては、デザインの統一を行い、景観の向上、多言語表示を行い、回遊性、連続性を図ったところでございます。

平成29年度に11基、最終年度であります平成30年度に９基の車両系誘導サインを整備する計画でございます。引き続き、わかりやすく、統一感のある公共サイン整備を推進してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

先ほど、デザインの統一を行い、景観の向上、多言語表示を行って、回遊性、連続性を図ったとおっしゃっていただきました。この回遊性、連続性は、とても大事なことだと思うんです。観光においてもですね。１カ所だけピンポイントで回っていただくのではなくて、山鹿にはたくさんの観光リソースがございますので、ぜひ山鹿市内を回遊していただき、体感していただきたい。フィジカルに体験できるような観光地が山鹿にはたくさんございます。食事しかり、温泉しかり、また歴史・文化資産しかりです。

公共サインの整備は、来訪者への大事なおもてなしです。また、重要なことですが、昨年の熊本・大分地震のように、災害時の避難場所や脱出ルート、そのまちに不案内な方に対しても、しっかりお伝えできるツールであります。もちろん山鹿メイトなどの拡充もこれから必要なことでございますが、市外の方がお見えになったときに、どうやって避難場所や脱出ルートを知るか、やはり公共サイン、こちらにほかなりません。

今後の拡大が見込まれるインバウンド事業、観光に対応するため、現状では貧弱な外国語表記も必須なケースでございますけれども、この多言語表示にも対応されている、そういうお話で実に安心しました。どういった言語に対応していくかというのも必要なことだと思っております。

ご答弁にもありましたように、わかりやすく、統一感のある、そして景観に配慮した公共サイン整備、こちら立ちどまることなく、平成30年度と言わず、平成31年度以降も推進することが必要であると考えます。ありがとうございます。

では、次の質問にまいります。

では、６番目、本日最後の質問となりました。観光と市民生活向上のための道路整備についてでございます。

市長の掲げられる重点施策の三本柱、そして地方創生を支える基盤として、やはり交通インフラの整備等が望まれることは論をまちません。インフラは常に若さを保たねばなりません。新規開発のみならず、とりわけ人口減少社会においては、その維持及び管理が重要な課題となってまいります。山鹿市内においても、各地に危険箇所が増加しております。

実地調査や聞き取りを実施したところ、具体例で申しますと、例えば不動岩に通じる道ですが、不動岩、山鹿の誇るべき観光資産として、いろんなところでうたっておるわけですけれども、かなりのひび割れ、また側溝の詰まりが発生しておりまして、近年でも数件の事故が発生しているようでございます。不動岩のルートは、実は自転車に乗られる方にも人気があるそうです。

先日、ことしに入ってからですが、山鹿市外の、熊本市内からお見えになったサ

イクリストを案内されていた山鹿市民の方が、そのひび割れ箇所に車輪が挟まってしまい、転倒されて右肘先端骨折、顔面打撲、自転車とヘルメットの損傷など、実に気の毒なケースが発生しました。

（写真を示す）

こういった写真になっておるんですけれども。その方は自転車にも非常になれていらっしゃって、もちろん農作業の迷惑にならないようにですとか、ほかの観光客、車に迷惑にならないように自転車で楽しまれているとのことなんです。そういうふうに、道に大変なれていらっしゃる地元の方ですら、気づかないひび割れなどが起きている。そして、それらの補修がなかなかはかどらないという現状がございます。グレーチングも大変滑りやすく、危険であるとのことでした。

また、大雨の際には、側溝が堆積物のために機能せず、道が滝のようになっております。これもまた、住民の方にとっても非常に不便なことでございましょう。

山鹿地区だけでも、例えば観光客の非常に多い平山、ほかに川辺、寺島ですとか、坂田ですとか、そういったところで各地で同様に、路肩の崩落ですとか、離合の困難な箇所が多数ございます。

以上の指摘した箇所が市道であれば、もちろん補修等の手続も比較的容易かと思われます。市役所にお願いをして、ぜひ補修をしてくださいと。まあ何かしら順番が回ってくるであろうと思われますが、例えば先ほど申しました不動岩のルート、こちらは途中まで市道なんです。そして、そこから農道に入りまして、さらに私道ですね。そちらを経て、不動岩の麓の都市計画課が整備しております駐車場、展望台となっております。既存の枠組みや関係部署を越えた形で、あるいは連携して、この課題に取り組まねば、増加を期待する観光客への対応、さまざまな産業、そして市民生活が非常に厳しいものになることは、これはもう自明の理でございます。

そこで、観光と市民生活向上のための道路整備について、特に市道及び農道の区分を越えた道路の補修等について、ぜひ市長に伺いたく存じます。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの立山議員の６点目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市が管理する市道や農道から、市の公共施設等につながる、いわゆるアクセス道路が個人所有の私道である場合がございます。このようなケースでは、市が直接管理することはできませんが、一部公共性があると思われるもの

については、今後、市が管理すべき意義や根拠、費用対効果、加えて住民の理解度など、総合的に判断し、推進していく必要があると考えております。

いずれにしましても、市が管理する公共施設等へのアクセス道路につきましては、今後、関係部署や地元を交え、協議検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

特に多くの方が利用されるような、観光地を包括する、市が管理する公共施設、こういったところへのアクセス道路は、今ご答弁いただきましたように、市が管理する道路として維持・補修に向けて、果敢に決断し、力強い推進・実行をお願い申し上げます。

やはり、先ほどから多々申しておりますけれども、山鹿には先人から受け継いだおもてなしの心がございます。それは景行天皇が菊池川を流れていらっしゃって、それを里人がたいまつでお迎えし、そして杉山の地にてもてなした。そういった伝統が山鹿灯籠祭りにもつながっておりますし、また菊池川流域で米づくりが行われて、山鹿のまちにおいては旦那衆が非常に栄え、町人文化が栄えた。そういった中においてのさまざまな、例えば山鹿灯籠の発展、例えば山鹿における帆足　長秋や京親子にあるような国学、こういった学問の研究。先ほど申しました、歴史的には随分さかのぼりますけれども、康平寺であったり、方保田東原遺跡であったり、また新しい時代としましても、華やかな町人文化、そういったものが栄えた本当に文化的・歴史的に豊かな資源を持つ。それだけではない、やはり農業も非常に盛んで、さまざまな作物がとれる、大変麗わしい我らが郷土「山鹿」でございます。

そういった郷土に、よそからの人をお迎えするに当たり、また我々が市民として生活を営んでいく上で、やはり何度も申しますが、インフラの拡充も大事なんですけれども、これからの人口減少社会においては、補修・維持・管理、これが本当に喫緊の課題となってまいります。

道の悪いところには、なかなかお越しいただけないものです。もちろん、例えば高速からのアクセスですとか、新幹線の駅からのアクセスですとか、そういったことはございますけれども、それはそれとして、また今後の課題として、やはり山鹿市内にある道は皆さんが安心して通れる、これがもちろん子供たちが安心して通学できるような環境であるとか、ご年配の方々が安心してお買い物に行ける、公共施

設に例えば市民交流センターでお芝居があったら、そういったものに安心して足を運べる、図書館に行けるんだ、そういった環境をぜひぜひ整備していかねばなりません。

そういったところで、今回の質問をさせていただきました。どうしても権利上、私道などを挟みますと難しいところもありますし、農道と市道ではやっぱり所管が違いますので、大変困難なところもあるかと思いますが、先ほど市長が総合的に判断し、推進する必要があるとおっしゃっていただきました。大変うれしいことでございます。山鹿のこれからの発展の礎を築いていただくためにも、ぜひ今後もこちらのほうに目を向けていただければ幸いです。

以上で、私の質問を終了します。お昼の時間に、長時間おつき合いいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山　大二朗君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

議案第43号から議案第45号の人権擁護委員の推薦についての３案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第45号までの３案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第35号から議案第42号までについては、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時07分　散会

～～～

６月１２日(月曜日)

平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成29年６月12日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第35号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第36号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第37号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第38号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第41号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第42号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第43号　人権擁護委員の推薦について
議案第44号　人権擁護委員の推薦について
議案第45号　人権擁護委員の推薦について
請願第１号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書
陳情第２号　精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い
（委員長報告）
討　　論
採　　決

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　立　山　大二朗　君
２番　小　川　榮　二　君
３番　芋　生　よしや　君
４番　勢　田　昭　一　君
５番　有　働　辰　喜　君

6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	吉里明弘君

水道局長	白田俊輔君
教育部首席教育審議員	田上明利君
総務課長	池田淳志君
市民課長	隈部光磨君
福祉課長兼 臨時福祉給付金対策室長	江藤一洋君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第35号～議案第45号
請願第１号、陳情第２号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第35号から議案第42号、請願第１号及び陳情第２号、並びに議案第43号から議案第45号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田　紘二建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会からの報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案１件でございます。これについてご報告を申し上げます。

去る６月５日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、菊鹿ワイナリー予定地及びカルチャースポーツセンター造成地の２カ所を現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。

その結果につきまして報告いたします。

議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部　香代市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会からご報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案７件、請願１件

及び陳情１件であります。

去る６月６日、午前10時から５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、廃棄物処理施設建設予定地、小規模多機能型居宅介護事務所いつでんどこでん及び指定障害者支援施設さくら学園の３カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第35号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第36号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第37号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第39号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第１号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書、委員から「東北地震を上回る復興基金が設けられており、国も復興に向けて取り組んでいる。財源が示されていない。」などの反対意見があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

陳情第２号　精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎　勇児総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案２件であります。

去る６月７日、午前10時から、本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、日本遺産として認定されました条里跡及び御宇田井手を、次に川辺小学校跡地のコミュニティーセンター建設予定地の３カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について報告をいたします。

議案第38号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

私は、議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

請願第１号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、原案のとおり賛成の立場から討論を行います。

今回の請願は、昨年の熊本地震からの復旧・復興、特に住まいの再建に向けて、１、被災者生活再建支援制度の増額、２、一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を強めることを国に求めるものです。

この請願は、熊本地震被災者の皆さんの切実な願いであり、大いに賛成するものです。支援制度の枠組みを広げることは、全国どこで起きるかわからない大規模災害発生時においても大変重要なものになります。

現在の被災者生活再建支援制度は、1995年１月に発生した阪神淡路大震災をきっ

かけに、その３年後、1998年５月に制定されました。

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、その自立した生活の開始を支援することを目的にと明記されています。

皆さん、この被災者生活再建支援法は、阪神淡路大震災のとき、住宅を失った被災者に公的保障がなかった中で、被災者の粘り強い運動と国民世論の高まりの中で成立しました。この法律ができた当時は、対象者が全壊世帯に限定され、世帯収入や世帯主年齢などの厳しい要件も設定されていました。しかし、その後も全国で大規模な自然災害が発生するたびに、被災者らが声を上げ続け、一歩ずつ支援が拡大されてきたものです。全ての被災者の自立・再建を支援することを目指して改正が重ねられてきました。

今回の熊本地震も2016年９月現在での住宅被害は、全壊が8182棟、半壊が３万81棟、一部損壊は13万1818棟となっています。17万棟を超える被害住家に対して、約８割が一部損壊世帯となっています。熊本地震の最大の特徴は、甚大な住宅と地盤の被害です。住まいの再建なくして、暮らし、なりわいの再建や地域コミュニティーの再生はありません。最大でも300万円の生活再建支援金では住まいの再建の見通しは到底立たないというのが現実です。

また、一部損壊と判定された世帯でも、改修には100万円、150万円、中には数百万円も費用がかかる人たちがいます。今、多くの被災者が先の見通しが立たずに途方に暮れています。今回の熊本地震を機に、最大300万円の被災者生活再建支援制度の増額を国に働きかけようではありませんか。

これから、どこで大規模災害が起きるかわかりません。支援制度の枠組みを広げることは、今、切実な課題であります。私は、熊本地震からの復興は、住まいの再建なくしてあり得ないと思います。鳥取県では、住宅支援に手をつけなければ、道路や崖を直しても人が住まなくなるとして、2016年10月、中部地震で被災した一部損壊にも最大30万円、軽微な損壊に最大５万円支給すると決めました。

今こそ被災者生活再建支援制度の拡充、一部損壊世帯への公的支援制度の確立を国に求めることが必要だと考えますので、今回の請願第１号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、賛成をするものです。皆様のご賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第35号から議案第37号までの３案件を一括採決いたします。議案第35号から議案第37号までの３案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第38号及び議案第39号の２案件を一括採決いたします。議案第38号及び議案第39号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号から議案第42号までの３案件を一括採決いたします。議案第40号から議案第42号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第44号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第45号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第１号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請願第１号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立少数であります。よって、請願第１号は不採択することに決しました。

次に、陳情第２号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第２号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成29年（第３回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時18分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　服　部　香　代

山鹿市議会議員　　有　働　辰　喜